

令和5年第2回 飯塚市議会会議録第6号

令和5年3月17日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第24日 3月17日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 2 号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）
- (2) 議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例
- (5) 議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
- (7) 議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 6 号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- (2) 議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 5 号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第 7 号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (3) 議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (6) 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 3 号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第 8 号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (3) 議案第 9 号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (4) 議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (6) 議案第12号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

- (7) 議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- (8) 議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算
- (9) 議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
- (10) 議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算
- (11) 議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算
- (12) 議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 議案第31号 市道路線の廃止
- (14) 議案第32号 市道路線の認定
- 第2 令和5年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算
- 第3 委員会提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について
- 第4 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて
- 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第33号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること
 - 2 議案第34号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 3 議案第35号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 4 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 5 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 6 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 7 議案第39号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第2号 飯塚市議会の個人情報保護に関する条例
 - 2 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第4号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出
 - 4 議員提出議案第5号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出
 - 5 議員提出議案第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出
- 第7 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第3号 専決処分の報告（排水管破損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第4号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第8 議長あいさつ
- 第9 市長あいさつ
- 第10 署名議員の指名
- 第11 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していましたが「議案第2号」、「議案第3号」、「議案第5号」から「議案第32号」までの28件及び「議員提出議案第2号」、以上31件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域振興費、公共交通対策事業費については、バス路線維持負担金が増額となったのは、どのような要因からなのかということについては、バス路線維持負担金は、運行経費から運賃収入や国庫補助金等を差し引いた欠損額を補填するものであり、市内5路線において状況は異なっているが、全体として、運行費用の増額、利用者減に伴う運賃収入の減額及び国庫補助金の減額により、欠損額が増額となったものであるという答弁であります。

次に、今後、民間のバス路線を維持していくためどのように考えているのかということについては、市民にとって、民間のバス路線の維持・確保は重要であると考えていることから、必要な赤字補填の継続、コミュニティ交通による補完や乗り継ぎ利用の促進を行うなど、路線が維持・確保できるように取り組んでいきたいと考えているという答弁であります。

次に、土木費、道路橋りょう新設改良費については、立岩・上三緒線道路改良事業費が繰越明許費となるということだが、工期の延長に伴って、補正予算を計上しているのかということについては、用地取得に時間を要したことから、当初予定した期間において、一部区間の工事ができなかったものである。工事に際しては国土交通省の堤防掘削を要し、本年10月以降での工事実施となることから、借地料や耕作の損失補償費を計上しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」及び「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例が新たに制定されるのは、どのような背景があるのかということについては、国において、犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されたことにより、福岡県では福岡県犯罪被害者等支援条例が制定された。これらの取組において、市町村においても様々な支援を行うように規定がされており、併せて県内の市町村で統一的な支援が行えるよう、福岡県及び福岡県警からの要請等を含め、今回の議案の上程に至ったものであるという答弁であります。

次に、第4条の市の責務において、「民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと相互に連携を図る」とあるが、具体的にどのような施策を実施し、連携を図ることを考えているのかということについては、支援としては、遺族見舞金の30万円及び犯罪被害者傷害見舞金の10万円という見舞金制度とともに、福祉支援や、現在の住居に不安がある場合は、市営住宅のあっせんなどを考えている。また、連携としては、飯塚警察署や福岡県と併せ、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターとの連携を考えているという答弁であります。

次に、第5条の市民等の責務において、「市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協

力する」とあるが、市民等は、具体的にどのような施策に協力することになるのかということについては、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援が必要であることの理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮する必要があることから、本市が実施する啓発事業等への参画や、地域における研修会等の実施について、協力していただきたいと考えているという答弁であります。

次に、第6条の相談及び情報の提供等において、「支援を行うための窓口を設置する」とあるのが、どこが窓口となるのかということについては、警察署との連携が強い防災安全課が窓口となるという答弁であります。

次に、犯罪被害に遭わないために市民に対してどのような啓発を行っていくのかということについては、飯塚警察署が主体となり、本市と桂川町と合同で実施している「優しいまちづくり住民大会」のより一層の広報や、まちづくり協議会などの各地域の団体に対して、犯罪被害者等の支援に関する啓発活動を行っていきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」及び「議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書並びに補足資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その審査の過程において、定住自立圏域内で子ども医療費に相違があることから、検討が必要であるという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告にありました7議案のうち、「議案第29号」及び「議案第30号」の2件について、反対の立場から討論を行います。

嘉麻市並びに桂川町それぞれとの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてです。変更のポイントは、救急医療体制の確保、圏域の体育施設の相互利用の協議調整、圏域地場企業の魅力発信事業、交流人口の増加、インバウンド観光の推進、さらに、指定避難所の公衆無線LANの環境整備と啓発であり、いずれも大切な課題であります。しかしながら、定住自立圏構想はもともと3大都市圏との関係で、人口流出抑制のために整備されたものであります。本市においては、それに並ぶ著しい人口流出はありません。飯塚市が中心市宣言を行い、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を無理に果たそうとすれば、矛盾が生じかねません。地域住民の切実な要求の実現は、対等な自治体関係、地方自治と住民自治の発展の中でこそ進められます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」、「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」、「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」及び「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも原案可決されました。

「議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。23番 守光博正議員。

○23番(守光博正)

福祉文教委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入、保険料について、前年度と比較して増額となっているが、どのような理由から増額となっているのかということについては、現年分の特別徴収では、被保険者数は減少しているが、第5段階以下の人数が減少傾向であり、所得の回復によるものと推察される上位段階の人数の増加によって、全体として調定額が増加している。また、現年分の普通徴収では、被保険者数が増加しており、それに伴い、調定額が増加している。また、全体的な傾向として、第8段階以上的人数が各段階で増加しており、結果的に調定額及び収入が増加すると見込んでいるという答弁であります。

次に、歳出、保険給付費について、前年度と比較して減額となっているが、どのような理由から減額となっているのかということについては、令和4年度当初予算では、保険給付費が前年度から伸びると見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績では伸びていないことから、令和5年度においてもその変化は少ないと考え、令和5年度当初予算は令和4年度決算見込額とほぼ同水準で見込んでおり、結果的に、当初予算と比較すると、約6億8300万円少ない予算計上となっているという答弁であります。

次に、どのような理由から令和5年度においても保険給付費が伸びないと考えるのかということについては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護サービスの利用控えや、令和4年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1事業所廃止されたことによる利用件数の減少などが大きく影響すると考えているという答弁であります。

次に、介護保険給付費等準備基金の今年度末の残高見込みは、介護保険事業計画での計画値と比較すると、約6億2千万円過大となっているが、この金額をどのようにしようと考えているの

かということについては、介護保険料は3年ごとに計画を策定しており、令和6年度から令和8年度までの第9期事業計画の策定を令和5年度に取り組むこととしている。その策定作業の中で、基金の残高見込みと介護保険給付費等の将来推計を総合的に勘案し、第9期の保険料が適切な金額になるよう算定を行う予定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者や市民をよそに、介護サービスの供給が低下する中、保険給付に要する費用の低下に伴う過大な基金残高については、第8期中の介護保険料の引下げによって、被保険者に還元すべきであり、本案に反対であるという意見や、介護保険料の収納事務については適正に実施されており、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この奨学資金貸付基金の申請者数はどのくらいいるのかということについては、高校等区分について、平成30年度は23人、31年度は24人、令和2年度は16人、3年度は14人、4年度は10人となっている。大学等区分については、平成30年度は22人、31年度は20人、令和2年度は13人、3年度は21人、4年度は21人となっているという答弁であります。

次に、基金総額はどのくらいあるのかということについては、令和5年1月末現在の基金総額は約5億296万円で、そのうち、基金残高が約3億7300万円、奨学生への貸付金額が約1億2900万円となっているという答弁であります。

次に、今回の条例改正で貸付人数を18人から20人に見直すということだが、どのように考えたのかということについては、高校等区分は申請が減少傾向にあり、大学等区分は増加傾向であったことから、大学等区分を増員することとした。また、いろいろなシミュレーションを行う中で、将来に対しての安定的な財源の確保の観点を考慮し、大学等区分の過去5年間の実績の平均値から、定員20名とすることが適当であると考えたという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、この奨学金制度は過去の平均から算出するのではなく、現実のニーズに応じて拡充していく必要があると考えているが、今回は18人から20人に拡充することから、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この条例改正によって、市は事業所に対してどのような役割を果たすのかということについては、事業所が作成した安全計画についての点検や指導、児童、保護者に対する安全指導等についての事業所への周知、事業所への監査などが市の役割となっているという答弁であります。

次に、改正後の飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第14条において、「有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とあるが、なぜこのような表現としたのかということについては、今回の改正は、改正前の条例の「懲戒に係る権限の濫用の禁止」規定を削除することが基本であるが、民法等改正法による改正後の児童福祉法第47条第3項において、この部分の規定が追加されていることから、それに即した内容に改めているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第14条における「有害な影響を及ぼす言動」については評価が分かれる可能性があり、その結果、子どもの虐待を見逃してしまいかねないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、こども家庭庁の設置によって、市の就学前の子どものための教育・保育施設にどのような関わりが生じるのかということについては、担当省庁が不明であることによる課題や対応が不十分であった問題について、こども家庭庁が子ども施策の司令塔となることで、全ての子どもの命と権利が守られ、安心して成長することができるように施策の実施が期待できると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、こども家庭庁については、省庁間の連携の欠如や総合的な国の政策の遅れ、誤った政策など、今日の子ども政策において、大きな欠陥があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第6号」、「議案第23号」及び「議案第24号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算（案）」についてです。高齢者の暮らしが今、急激な物価高騰の中で、極めて深刻です。飯塚市が持てる力を発揮して、しっかり支えて頑張るべきときであります。しかるに、今年度予算は、県下で最も重い水準の介護保険料を少ない年金から天引きして、高齢者を苦しめ、その一方で、介護保険給付費等準備基金を目標の2億5千万円から8億7千万円に大幅に膨れ上がらせるものであります。

基金を活用すれば、どのくらい介護保険料を引き下げられるか。3月7日の福祉文教委員会での私の質問に対し、市は試算を示しましたが、最後まで引き下げるとは答弁しませんでした。少ない年金から介護保険料が天引きされて暮らしていけないという高齢者の声は深刻です。ため込み過ぎた基金を財源に、介護保険料を大幅に引き下げれば、年金の受取額も増えます。高齢者の暮らしは緊迫しており、次の3か年計画を待たずに、速やかに介護保険料の引下げを実施すべきです。

次に、「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」は、第14条、利用乳幼児の人格の尊重等の規定において、次のように述べております。「監護及び教育に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とあります。しかしながら、有害な影響を及ぼす言動についての表現は、監護及び教育に当たる立場の者が主観的に判断できることにもなりかねず、児童虐待禁止について明確性に欠け、児童虐待の防止について危惧を残すものであります。

次に、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」は、こども家庭庁設置法の施行に伴うものとの説明です。しかしながら、児童虐待や貧困、いじめなど、困難な課題に公的な支援が届いていない主要な理由を縦割りによって生じる弊害としていることは重大です。省庁連携の欠如などにより、放置されたり解決が遅れたりすることはもちろん許されません。しかし、そこにばかり目を向ける議論で本当によいのでしょうか。例えば、保育所の

待機児童問題を深刻化させたのは、政府が保育所のしっかりした増設を進めず、教育費の大幅軽減に後ろ向きだったからであります。安心の子育てには、雇用のルールづくりも必要です。長時間労働や非正規雇用を拡大させてきたのは、大企業の利益を最優先にした政治のゆがみであります。

もともと、こども庁と言っていたものに、「家庭」という言葉を無理に押し込んだことは、家庭に過度な自己責任を押しつける危惧が残ります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案5件及び議員提出議案1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から当初予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市において、今後5年間で団塊の世代の5千人以上が国民健康保険から後期高齢者医療保険に変わるということだが、このことによってどのような影響があるのかということについては、被保険者の多くが後期高齢者医療保険に移行することから、国民健康保険の運営を人口が少ない若い世代で賄っていかなくてはならない状況になると考えている。また、後期高齢者医療保険は、保険料が少しずつ高くなっていくのではないかと考えているという答弁であります。

次に、国民健康保険税の負担を減らすための検討を行っているのかということについては、本市の税率は、県から示される標準保険料税率を下回っており、これは、平成30年度に税額を下げた以降、これまで維持してきたが、今後、標準保険料税率が下がれば、本市の税率を下げる検

討を行う必要があると考えているという答弁であります。

次に、国民健康保険や後期高齢者医療保険において、健康寿命の延伸を共通認識として捉えた政策があるのかということについては、令和5年度に市町村の国民健康保険と福岡県後期高齢者広域連合が一体となって、健康寿命の延伸や介護予防に努めていく事業が始まるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から当初予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市総合体育館の供用開始に伴い、飯塚第1体育館及び第2体育館が廃止された後、その施設及び敷地はどのようになるのかということについては、売却に向け、令和5年度に土地の確定測量及び建物のアスベスト調査を行う予定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、出産育児一時金は、出産時に医療機関に支払われるのかということについては、福岡県国民健康保険団体連合会を通して医療機関に支払いが行われるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、執行部から「林地開発許可制度リーフレット」の資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

執行部に対する質疑応答の主なものとして、森林法に基づく林地開発許可申請の対象となる面積が1ヘクタールから0.5ヘクタールに見直しがされたということだが、面積の要件以外に見直しがされた点はあるのかということについては、許可を受けようとする者に対して、防災措置を行うために必要な資力、信用、能力を有することを証する書類の添付を義務づけられたことや、開発規模の一体性を判断するための考え方を明確化したことが新たに追加されている。また、降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備に関することや、地域の意見を反映するために、必要に応じて地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を促すことで、従前と比べ、より安全面の強化がされているという答弁であります。

次に、林地開発許可対象面積の引下げとなるが、伐採の届出面積についてはどうなるのかということについては、事前協議の対象面積として、現行は0.6ヘクタール以上であるが、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.3ヘクタール以上に変更となるという答弁であります。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法では、人命優先の観点から、行政命令による措置を待たずして、緊急的に代執行も可能であるということだが、これは誰が執行するのかということについては、行政代執行については、都道府県知事が執行するという答弁であります。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、規制区域は、どのように変わるのかということについては、これまでは主に丘陵地にある市街地が規制区域として指定されていたが、今

後はこの区域に加え、その周辺の土砂流出等により人家等に被害を及ぼし得る森林、農地及び平地部についても広く指定がされていくという答弁であります。

次に、都道府県知事が規制区域を指定する際、各自治体の意見を聴取するののかということについては、各自治体に関わることができる仕組みとなっていることから、意見聴取や各自治体から都道府県に対し指定の申出などができるようになるという答弁であります。

次に、都道府県と各自治体との連携について、どのように考えているのかということについては、関係部署間の情報共有、連携強化など、体制の強化を図っていく必要があると考えているという答弁であります。

次に、既に本議案と類似した条例を制定している神戸市は、太陽光発電設備に関する法整備が進んでいることに対して、どのように対応するのかということについては、神戸市に確認したところ、国の動向を注視し、必要に応じて条例の整備等を行っていくという返答があったという答弁であります。

次に、太陽光発電事業に起因して事故等が発生した場合の保険加入は、どのようになっているのかということについては、事業計画策定ガイドラインに基づき、保険加入は努力規定となっているが、現在遵守義務化への検討が進められているという答弁であります。

なお、審査の過程で、委員の中から、本案については、慎重に審査を行うため継続審査としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、継続審査という形になっておりますが、その理由について、詳細にお答えください。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今の江口議員の質問に対してお答えいたします。継続審査の具体的な内容ということでしたが、まだ国等でもまだ検討が進められている事項があり、慎重に審査していくということで、継続審査の意見があったというふうに思っています。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この条例案の提案は1年前の今日です。というか、昨年3月議会の最終日であります。1年もの長い間審議されてきたので、さぞ議論が深まり、論点がはっきりしてきたものだろうと思いますが、この条例案で法的に問題がある点はどこなのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今いただきました江口議員の質問に対してお答えいたします。令和4年11月9日の委員会において、財産権の侵害についての議論があったと記憶しております。

○議長（秀村長利）

12番 江口徹議員。

○12番（江口 徹）

言われるように、私どもが提出した第8条について、メガソーラーの禁止区域を設定しているわけですが、その点について、市側の提出資料では、憲法第29条における財産権の観点から、個人等が所有する土地について、禁止区域を設定することは困難であると考えたと資料にあり、それについての議論がなされました。これのみであったと考えています。それではこの財産権に関する部分なんです、例えばですが、このように財産権の観点から個人等が所有する土地について禁止区域を指定することができないとするならば、屋外広告物の規制条例やラブホテルの規制条例などのように財産権を侵害するような条例もあるわけですが、そういった条例との整合性について、何らかの議論はありましたでしょうか。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今のような議論はあっておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この条例については、多くの署名を付して、この条例の早期成立を求める陳情が出されていましたが、陳情者から意見を聞くなどはなされたのか。また、学識経験者等を参考人として呼び出し、意見を聞くなどはされましたか。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

行っておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それでは、この条例に対する市側の意見はどのようなものがありましたか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。

江口議員に申し上げます。今回の委員長報告は1月31日と3月9日の委員会における報告でありますので、この委員会報告に対する質疑をお願いいたします。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

先ほどの江口議員の質問に対してお答えいたします。執行部としましては、自然環境保全条例をもって、住民目線に対応を図ってまいりたいという答弁がっております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

最後の質疑になります。盛土規制法が昨年5月27日に公布がなされ、それ以降においても市町村では23条例が制定されています。これらの条例の分析等について、委員会で議論があったのか、分析等がなされたのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

分析等は行っておりません。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番（小幡俊之）

委員長にお尋ねします。継続審査ということですが、実質上、もう来春は改選ですよ。審査に当たって実施する時間がないというにもかかわらず、継続審査ということですが、継続審査に当たっては、どのような意見があったか、教えてください。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

お答えします。具体的な審査内容というか、まだ慎重に審査をしたいというご意見が出されておりました。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

私は「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を継続審査することについて、反対する立場で討論いたします。

この条例が議案として提出されたのは、2022年3月、ちょうど1年前のことです。それ以来、協働環境委員会に付託され、審査されてきました。

そもそもこの条例は、太陽光発電事業を否定するものではありません。全ての市民が、太陽光発電事業の設置工事のそのときから、その廃棄時まで、安心して暮らし続けていくための太陽光発電事業と地域が共生するための条例です。

では、この1年の国の動きを見てみました。2022年4月から、再生可能エネルギー発電設

備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討委員会が、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省が共同で立ち上げられ、提言書が10月に提出されています。その中で、関係省庁が連携することが述べられておりますが、全て解決には至っておりません。

その後、森林法が改正され、令和5年4月以降、地域森林計画において、太陽光発電設備の設置を目的として開発行為を行う場合、0.5ヘクタールを超えるものについて、都道府県知事の許可が必要となりました。ほかにも、盛土規制法、再エネ特措法の改正など、以前と比較すれば協議が進められていますが、全て課題がなくなったというわけではありません。

ほかの自治体の状況を見てみます。地方自治研究機構によると、市町村が持つ条例は218あります。制定時期については、平成26年から始まり、その年は2つ、平成27年に5つ、28年に13、29年に19、30年に29、平成31年、令和元年には45、令和2年に39、令和3年に31、そして令和4年には41が制定されており、制定の動きは大変活発になっていると思っています。国が太陽光発電と地域との共生のために法律を整備するといっても、十分でないというのが、この全国の8分の1の自治体が条例を制定していることから分かります。また、制定された後に、規制の強化を図るため、抑制区域や禁止区域を設定し直し、許可制の導入、地域住民との協定を締結することを義務づける自治体も出てきています。

では、飯塚市の状況を見てみます。飯塚市には、自然環境保全条例があります。大変有効な条例だと私も思っています。その第1条の目的に、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている状況を鑑み、市と市民が連携することがうたわれております。しかし、白旗山のメガソーラーに関して、本当に十分にその機能を果たしたのでしょうか。私は十分ではなかったと、残念ながら思います。

先日の協働環境委員会においても、住民への説明会についての質疑がありました。自然環境保全条例の第11条に説明会の記述があります。その第6項には、「事業者は、説明会において、参加者の十分な理解が得られるように努めなければならない。」とあります。本当に今まで住民の理解を得られるように努めたのでしょうか。条例はその機能を発揮できたのでしょうか。住民が説明会をしてほしいと要求しても、やっとできても、説明会は工事開始後、時間制限、人数制限があったり、事業者が住民からの質問に十分に回答できないなど、とても努力したとは思えない内容でした。

また、条例の第15条には、報告、立入調査、第16条には指導、勧告とあります。しかし、メガソーラーの許可権者が県だということで、市が先導することはできず、住民の思いは断ち切られました。

また、第13条には協定の締結がうたわれています。その第2項に、市長は、協定の締結に関し、双方または一方から調整の申出があったときは、これを行うものとするがありますが、緑ヶ丘自治会から度重なる申出があっても市は動いておりません。

条例はすばらしいものです。しかし、その機能が十分に果たされているとは決して言えません。悔しい思いをされている住民は少なくありません。現に、2021年、令和4年11月5日に新相田自治会、緑ヶ丘自治会、けやき台自治会、高雄区自治会の自治会長から、飯塚市太陽光発電と地域との共生に関する条例の速やかな可決を求める陳情が出て、総計300件を超える署名が提出されています。国の法整備を待っている間に、手だてが不十分なままに、大きな災害が来るかもしれません。災害は法整備も待ってくれないでやってくるかもしれません。

私たちが提出いたしましたこの条例の特徴は幾つかあります。一つは、事業を行うに当たっては、はっきり禁止区域を指定しているということです。本当に法律が家の敷地のすぐそばに隣接しているその土地を止めることができるのでしょうか。また、説明会、事業所が事業の申請をするに当たり、事前に住民に説明をしなければならないこと。これも、自然環境保全条例や今の法律では十分ではないと考えます。3つ目は、FIP制度だけでは対応できない維持管理の状況、廃止

後の方法、費用の確保の状況を市長に報告するようになっていきます。そして最後、4つ目、これは市の権限を強め、立入調査、指導、勧告、命令を制度化しています。条例を制定することは、市が国や県の動向に従うのではなく、太陽光発電事業と市民との共生を実現するために、市が権限を持ち、市という責任を果たすということです。住民の皆さんも一番それを望んでいます。

この条例については、継続審査ではなく、早く採決して、早く可決されることが、飯塚市で住民が安心して暮らしていける、その方法になると考えます。

以上の理由で、この条例に関しては、継続審査ではなく、採決することを望みます。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告の5議案のうち、「議案第5号」、「議案第7号」及び「議案第22号」の3件について、反対の立場から、「議員提出議案第2号」については、継続審査ではなく、採決に付し、可決成立させるべきとの立場から討論を行います。

まず、「令和5年度 国民健康保険特別会計予算」です。福岡県の引上げ圧力に対して、据置きを維持していますが、それでも高過ぎる国民健康保険税が続く中、国保給付等準備基金は、2015年度末、ゼロ、2016年度末、ゼロ、2017年度末、3億7802万円、2018年度末、7億6474万円、2019年度末、9億2458万円、2020年度末、9億3117万円、2021年度末、9億3773万円、2022年度末、9億3607万円、そして、2023年度末、9億1226万円の計画であります。ほかの自治体ではほとんど見られないほどの積上げです。基金がゼロでよいというわけではありませんが、極めて不健全であると指摘せざるを得ません。

原資は十分にあるわけです。国民健康保険税は、子どもの均等割分の減免の制度化をはじめ、さらに市民の大幅な負担軽減を図るべきです。全国には、資格証を発行せず、保険証を取り上げない自治体が少なくありません。私は一貫して保険証の原則交付を求めてきましたが、現在、特に新型コロナウイルス対策の観点から、窓口で10割支払わなければならない資格証明書しか持たない世帯に、飯塚市が滞納解決をやみくもに求める前に、まず、1年間通用する年間証を、満期証を交付するよう重ねて求めるものであります。

次は、「令和5年度 後期高齢者医療特別会計予算」です。医療保険料の負担が重くのしかかるものであり、反対です。そもそも、75歳を超える高齢者だけを差別的に囲い込む医療制度は認められません。昨年10月からの窓口負担2倍化は、高齢者にとって血も涙もないやり方です。飯塚市議会は、75歳以上の医療費窓口負担の2割への引上げを撤回するよう求める意見書を2年前に採択しましたが、市としても政府に撤回を要望するよう求めるものであります。

次に、「飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」は、官製談合等の疑惑究明がないまま、新体育館の整備を進め、枝国にある飯塚第1体育館、第2体育館を廃止するものであり、認められません。

次に、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例（案）」についてです。白旗山をはじめ、メガソーラー乱開発の横行により、地域の自然環境、生活環境が深刻に脅かされる事態が耐え難く広がっています。これから集中豪雨や台風の季節を迎えますが、地元説明会などを行い、地域住民と情報共有し、安全確認など、一つ一つしっかりした対策を進めることが急務となっています。

本市自然環境保全条例は、その目的を、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑み、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることとしています。国による厳しい規制づくりを国民の力で実現しながら、太陽光発電事業と地域との共生に関する条例を本

市自然環境保全条例と結びつけてしっかり規制すべき、緊迫した状況があります。

継続審査によって廃案に持ち込むのではなく、この際、採決に付し、可決成立させるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

私は、協働環境委員長報告のうち、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」に対して、継続審査に反対、採決の上、可決を求める討論をさせていただきます。

継続審査の理由は何かということに関しては、国の制度が変わっており、慎重に審議すべきということでありました。しかしながら、太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例、メガソーラーの規制条例と言われるものは、先ほど金子議員が言われたように、年々増えてきています。総数では、今は実は224条例なんです。224条例が制定されています。そして、先ほど質疑の際にも言いましたように、盛土規制法が公布された以降においても、23条例が制定されています。これはなぜなのか、ぜひ考えてください。国の制度が深化しても、それでもカバーできていないところがあるということでもあります。森林法が厳しくなった。そのとおりです。しかしながら、この森林法で、メガソーラーを防ぐことはできません。あくまでも森林法は、安全基準を守れば、許可となってしまいます。このことは、白旗山のメガソーラーの開発に対して、この飯塚市議会が請願を採択し、そして、市長が意見書を提出し、そして、地域住民の方々が多くの署名を集め、県にも働きかけた。しかしながら、白旗山のメガソーラーは森林法の開発許可が出て、あのような結果になっていることから、お分かりではないでしょうか。

また、改正FIT法も施行されました。廃棄費用の積立てもできました。だけれども、これはあくまでFIT法の範囲内のものだけであります。FIT法に捉われないメガソーラーは、今でも各地でできてきています。このような背景から、全国多くの市町村、都道府県では、メガソーラーの規制条例をつくる動きが止まりません。ぜひ飯塚でも同じようにつくっていただきたいと考えています。

また、飯塚市は、先ほど質疑があったように、この条例に対しては非常に消極的なように思えます。その理由としては、自然環境保全条例があり、そして、国の制度が深化しているので十分というふうな話であったように思います。しかし、この自然環境保全条例でメガソーラーが止まるのでしょうか。これは止まりません。自然環境保全条例でできるのは、あくまでも説明会と協定、そして立入検査等だけです。説明会が行われるのは、あくまでも届出がなされて、縦覧期間の中で説明会をしてくださいということなんです。自然環境保全条例は、あくまでも届出制に対する説明会を義務づけているだけです。自然環境保全条例で、メガソーラーを止める、そういった権限はありません。自然環境保全条例が制定された当初、その頃、やはり、地域の自然を守ろうとして条例を制定した。これは正しい行為だと思っています。ただし、時代が変わってきたら、状況が変わってきたら、それに合わせて法制度も変えなくてはなりません。

今回提出している「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」は、許可制度をこの飯塚市に設定しようというものであります。太陽光発電設備をつくりたい方々は、これこれこういうふうな形で私どもはつくりたいんだというのを、飯塚市に申請していただき、それについて、飯塚市は、地域の方々の意見等を聞きながら、それを合わせて、許可をするか、しないかを考える。また、危険と思われる区域に関しては、当初から禁止区域を設定する。そういった条例であります。

先日の協働環境委員会を傍聴されていた方々が、継続審査となった後に、災害は待ってくれな

いんだと言われました。金子議員の発言にもあったように、そのとおりです。自然環境は刻々と変わってきています。その中で、どうやって市民の生命と財産を守るのか。これは、私ども市議会にも課せられた仕事であります。今回、継続審査ということは、この条例に関して、私どもは決めないんだよということでもあります。これから以降、4月の任期切れになるまで本会議は設定されていません。このことから、先日傍聴された方は、これは条例の安楽死なんですねと言われました。継続審査ということは、事実上の廃案です。つまり、条例はできないんです。このことを傍聴者の方は安楽死と言われました。そのとおりだと思います。そして、このことは、議会に対しても突きつけられた言葉ではないかと私は感じました。議会が飯塚市の市民の生命と財産を守るために出された条例に対して、きちんと態度を決めるのかどうか。継続審査は議会の安楽死になるかもしれません。その点をぜひお考えいただき、継続審査に対して、反対、そして、その後、しっかりと採決に臨んでいただきたい。そのことをお願いして私の討論といたします。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

「議員提出議案第2号」の継続審査に賛成の立場で討論いたします。

まず、災害は待って欲しくないとおっしゃいました。私も同感です。明星寺川の7.19災害で被災した私も、それは十分分かっております。ただ、この条例を通して、それが防げるのかどうか、それが一番に疑問に思ったところです。

まず委員会で、提出者に、国の法とこの条例の整合性を示した資料を要求すると、それは委員会の仕事だと拒否されました。このことで、提出者は、この条例と法の整合性を議論してないことが明らかになりました。私は、法律を超える条例はないと認識していますし、通常、条例を提出する側の執行部の方々が資料の提出を拒んだら、どうなるでしょう。このことは大変遺憾に思っております。また、通常業務をこなしながら、資料の提出をしていただいた執行部の方々には感謝しております。

太陽光でのトラブルは、地域住民は知らないまま開発が行われることに起因していると考えます。条例案においては、約4年前の神戸市、大阪府のひな形をモデルとしており、現在では、改正FIT法、盛土規制法、森林法などの改正が進み、安全面の強化、許可等の厳格化が進んでいる状況であり、重複する点が多く見られます。

また、条例を制定した200以上の他自治体では、説明会の開催等など、本市の自然環境保全条例のような条例がありませんでした。地域住民とのコミュニケーション、トラブル回避のため、説明会等を事前に地域住民へ周知を行う必要があったため、条例を制定したと判断しています。

規制区域の指定や開発の許可等については、法律に基づき、国、県の許可が必要となっております。つまり、厳しい法律の基準をクリアすると事業は許可されます。神戸市においても、条例制定以降に国の許可を受けた太陽光事業に対しては、市も許可を出しております。その許可を出した立場で、住民とのトラブルに対応したこともあったようです。条例と照合した結果、廃棄費用等積立て、認定執行許可権限、規制区域、地域とのコミュニケーションなど、関係法令等々で十分に賄われておりました。

以上のことを踏まえ、私は条例を制定すれば、国、県が法律に従って許可を出した事業において、住民の理解を得られずに混乱が生じた場合、市が許可した立場で住民の声を設置業者に伝えるなど、真に住民の立場に立てなくなることも懸念されます。また、関係法令等が進んでいる状況下、法の改正が行われれば、すぐに条例案の改正も必要となります。したがって、今この時期に条例案を可決することも、否決することも望ましくないと考えております。関係法令等の厳格化、規制の強化など、国の動向を注視し、法整備が落ちついたら改めて住民の声を勘案し、関係者と協議を重ねた中で、条例を制定するのか、今のまま自然環境保全条例で対応するのかを

判断する必要があるとしたため、継続審査に賛成いたしました。これが可決、否決の賛否をとらず、継続審査とした理由です。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の継続審査に反対の立場で討論をいたします。

私ども現議員においては、今議会が任期中最後の議会となります。託された議案等に関しましては、できるだけ結果を示すべきだと考えております。よって本議案についても、ぜひ採決をすべきだと考えております。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否採決をいたします。本案について議長は、原案可決であります。（発言する者あり）
暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立を願います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）念のために反対の——。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。

先ほど採決いたしました「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の継続審査の採決につきましては、可否同数であり、地方自治法第116条第1項の規定により、議長は原案可決と発言しましたが、趣旨としましては、継続審査を可とするものです。したがって、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、継続審査とすることに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けました議案14件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から当初予算資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地質調査はいつまでに行うのかということについては、地質調査は土壌成分の調査ではなく、メインスタンドのくい工事の施工に当たって支持層の位置を調査するためのボーリング調査であり、議案質疑において、令和5年度予算内で実施すると答弁していたが、実際は令和4年度末までに完了する予定としているという答弁であります。

次に、地質調査の結果により、令和5年度にくい工事が実施されると思うが、どのような工法で行うのかということについては、万が一、フミン酸が存在していても問題がないように、新体育館とは別の工法で行うことにしているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」、「議案第12号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」、「議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」及び「議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」、以上7件については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設の更新や補修に備えるため、財源はどのように考えているのかということについては、更新や補修は企業債や国庫補助金を活用したいと考えている。また、大規模改修等のために建設改良積立金の積立てを行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第31号 市道路線の廃止」及び「議案第32号 市道路線の認定」、以上3件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第8号」、「議案第12号」、「議案第14号」及び「議案第17号」に反対の立場から討論を行います。

まず、オートレース関係議案です。オートレースの今後の在り方について述べておきます。小型自動車競走法は第1条で法律の趣旨を、小型自動車、その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業、その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行うとしています。しかし、地方財政の健全化と言うならば、地方交付税制度の充実が急がれるのであって、公営ギャンブルへの依存が大きければ大きいほどよいというわけにはいきません。飯塚オートレースは、一方でスポーツや観光としての愛好者があるにもかかわらず、公営ギャンブルなのに日本トーターという巨大企業に包括的に民間委託を続けているところに本質的な矛盾があります。日本トーターはギャンブルによって収益が上がれば上がるほど大きな利益を得られることになるわけですから、利益追求への衝動はもともと限りなく膨れ上がることになります。

こうした中で、片峯市長が市議会多数派の支持を受けて打ち出してきた36億円もの巨額を投入するメインスタンド新築建て替えは無謀というほかはなく、速やかに見直す必要があります。2021年度から5年間で36億316万9千円をかけるメインスタンド整備事業は、財源は国県支出金が1億4046万4千円、地方債、借金が32億6250万円、その他2億円、一般財源20万5千円とのことですが、その必要性に関する説明は納得できません。片峯市長の下でどんどん進んできた大型事業に続いて、また出てきた36億円もの巨額を投入するメインスタンド建設に市民の戸惑いは大きく、共感は見られない中、今度は物価高騰を理由に、工事費の増大が、請負業者との間で話合いが既に始まっていることが、私の議案質疑に対する答弁で明らかになりました。

次は、「水道事業会計予算」についてです。電気料、ガス代など、ライフラインの深刻な高騰とともに、水道料の35%引上げが市民の暮らしに重くのしかかっています。5年ごとに料金を見直して、50億円から100億円をつくり出す一方で、特定業者に対し、破格の65億5千万円の委託料となる10か年契約が進んでいます。水道施設の老朽化に備えてお金をため始めるためとのことですが、その目標が5年後までに15億7千万円で、さらに50億円、100億円が必要になるという計算はよく分かりません。水道料は今後5年ごとに見直すとのことですが、さらに高くなるのではないかと不安があります。

水道料35%値上げに苦しむ市民を応援する対策は3つ考えられます。1つは、水道料金値上げ相当分の支援金を市民に給付すること。2つは、一般会計からの補助金を増やして値下げの財源に充てること。3つは、35%分の値下げに踏み切り、ため込み計画を後年度へずらすことで

す。市長は市民の意見を丁寧に聞いて、物価高騰から市民の暮らしを守る対策として速やかに検討し、実施に踏み切るべきであります。

最後に、「市立病院事業会計予算」です。新型コロナウイルス感染症との闘いが長期化する中で、飯塚市立病院が地域医療において果たす役割は決定的です。2003年、平成15年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、地域医療連携の中核として、地域医療支援病院構想への取組の中で、感染症対策も打ち出され、公立病院としての役割はますます大きくなっています。本来、国が責任を持って存続し、充実させる責任があります。ところが、国は自分が押しつけた福岡県医療構想を理由に、2019年9月26日、飯塚市立病院を済生会病院、脊損センター、嘉麻赤十字病院と並んで統廃合対象に上げ、2020年3月17日、飯塚市議会が対象から外すよう求める意見書を提出し頑張った経過があります。今、飯塚市と市民は、筑豊労災病院を飯塚市立病院として守り抜いてきた教訓をしっかり生かすときではないでしょうか。こうした中で、病院管理運営協議会は、飯塚市立病院を地域医療の中核病院の役割を果たす公立病院として守り抜く上で、一つの大きな役割を担っているはずで、ジェンダー平等の視点を踏まえた上で、弁護士のほか、患者、市民及び病院職員の立場にある人を早急に加えて従事することが急がれます。

「工業用地造成事業特別会計予算（案）」です。巨額な財政出動にもかかわらず、当初構想の自動車関連企業の誘致に失敗し、三菱鯉田鉱のボタ山跡地開発による鉱害、市の負担の発生の危険性、地元雇用の地域経済への影響を市がしっかり把握できていない現状は変わっていません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第12号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第31号 市道路線の廃止」及び「議案第32号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

令和5年度一般会計予算特別委員会に付託していましたが「議案第4号」を議題といたします。

「令和5年度一般会計予算特別委員長の報告」を求めます。15番 田中裕二議員。

○15番(田中裕二)

本特別委員会に付託を受けました「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から当初予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、一般管理費、「行財政改革推進事業費」について、デジタルトランスフォーメーションを含めた改革・改善を実践するに当たり、どのように予算に反映させているのかということについては、さらなる業務改善に対する認識共有や機運醸成が必要と考えていることから、eラーニングを含めた様々な研修、先進地視察や各種セミナーへの参加費用を計上しており、技術起点ではなく、利用者起点による行政経営の改革・改善に取り組みたいと考えているという答弁であります。

次に、一般管理費、「その他の一般管理費」について、財務書類等作成事業を委託するのは、これまで財務書類等の作成時間に時間外勤務を含め、かなりの時間を要していることから、委託することで分析や活用の時間を確保したいということだが、分析や活用することによって、どのようなメリットがあるのかということについては、資産台帳による将来の公共施設の改修費用の推測ができること。また、全国統一での資料となることから、他市との比較ができ、本市がどのような状況にあるのか、容易に確認できるといったことが活用するメリットと考えているという答弁であります。

次に、企画費、「国際化推進事業費」について、サニーベール市との姉妹都市10周年記念行事は、飯塚市交流団がサニーベール市を訪問するということだが、交流団の渡航費用はどのようになっているのかということについては、共通経費として、バス借上料、研修費、記念行事等における食事代は計上しているが、渡航費用、宿泊費は自己負担としているという答弁であります。

次に、企画費、「その他の企画費」について、市民意識調査は、どのような目的で調査するのかということについては、これまでおおむね5年に1回程度実施していたものを、より短いスパンで、市民意識の変容を捉えて、現在の社会情勢の目まぐるしい変化への対応を踏まえながら、施策等の実施に生かすことを目的として考えているという答弁であります。

次に、地域振興費、「その他の地域振興費」について、令和5年度に限り、物価高騰対策費として、1自治会当たり1万円を一律で交付するということだが、どのように金額を設定したのかということについては、中規模の自治会への聞き取りや、自治公民館での基本料金に着目し、自治会の規模に関係なく一律の金額を設定しているという答弁であります。

次に、男女共同参画推進費、「地域女性活躍推進事業費」について、イクボス推進事業で新たな取組はあるのかということについては、イクボス宣言事業所を対象に、社会保険労務士等の有資格者を無料で派遣し、働き方改革の実践やテレワークなどの助言を行っていくという答弁であります。

次に、民生費、障がい者福祉費、「障がい者福祉事業費」について、放課後等デイサービスの利用の更新をどのように見直していくのかということについては、「障がい者手帳を所有している」、「特別児童扶養手当等を受給している」及び「特別支援学級または特別支援学校に就学している」以外の普通学級に通学する小学校2年生と5年生を対象に、放課後等デイサービスの利用を更新する際に、当該児童が療育訓練を必要とする内容が記載された医師の診断書、診療情報提供書または意見書のいずれかの提出を求めると見直しを行うという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、「未来の地域人財応援事業費」について、未来を担う子どもたちの成長を応援するまちとして、本市が独自事業で、小学校または中学校の入学時にそれぞれ1児童当たり5万円の経済的支援を行うということだが、所得制限等はあるのかということについては、所得制限等はなく、公立や私立にかかわらず、小学校または中学校に入学する子どもをお持ちで、本市に住民票を有する全ての家庭を対象としているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、「その他の児童福祉総務費」について、ヤングケアラーへの支援は、どのように考えているのかということについては、ヤングケアラーに特化した相談員を配置して市内の小学校、中学校や高校に訪問し、事業の周知を図りながら、ヤングケアラーの可能性のある子どもたちを早期に発見し、必要に応じて日常生活を支援するヘルパー派遣を行うといった支援につなげていきたいと考えているという答弁であります。

次に、衛生費、健康づくり推進費、「保健事業費」について、福岡県が実施している「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」を活用して、40歳未満のがん患者に対して、在宅介護サービス利用料の助成を行うということだが、利用上限額はどのように算定したのかということについては、1時間未満の訪問介護サービスを週3回利用し、福祉ベッドをレンタルした場合、1月当たり5万5千円から6万円となることから、上限額を6万円としているという答弁であります。

次に、健康づくり推進費、「母子保健事業費」について、両親学級やマタニティ教室は、民間活力を利用することだが、どこに委託を考えているのかということについては、今後、事業者を決定していくことになるが、市内の子育て支援センターの運営事業者や、他の自治体では助産師会などに委託していることから、そのような事業者を想定しているという答弁であります。

次に、健康づくり推進費、「出産・子育て応援事業費」について、妊産婦の方への伴走型支援として、新たに本市で行う事業はあるのかということについては、妊産婦のマタニティブルーや産後うつを防ぐために心と体をケアし、元気な出産・子育てができるよう、運動指導員による妊産婦向けの運動教室と助産師による相談をオンラインやオンサイトで行う妊産婦運動相談事業を新たに計画しているという答弁であります。

次に、環境衛生費、「その他の環境衛生費」について、地域猫活動団体の活動に対する予算が

増額された理由や、どのような算定方法で予算が組まれているのかということについては、地域猫活動団体が前年度は1団体だったが、2団体となり、また、地域猫が増加したことに伴い、予算を増額している。算定方法は、雄猫の去勢手術が1匹当たり1万6千円で10匹分、雌猫の不妊手術が1匹当たり2万6千円で15匹分、合計で25匹、55万円の予算を計上しているという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業土木費、「浸水対策事業費」について、鯉田井手ノ上遊水池新設事業では、椎木川下流域は水路の拡幅工事によって水害の影響が少なくなっているということだが、それであれば上流部に遊水池を設置する本事業は、縮小してもよいのではないのかということについては、上流域においても、大雨により既存の水路から水があふれ、道路の冠水や家屋の浸水被害が生じる状況となっているため、鯉田地区全体の浸水被害軽減を図るため、上流部の洪水を貯留し、下流域の流量を低減させる本事業は、上下流域一体となった整備計画により、効果を発揮することから、事業の縮小は考えていないという答弁であります。

次に、土木費、道路橋りょう維持費、「その他の道路橋りょう維持費」について、市道の草刈りの積算は、本庁及び各支所管内の市道路線の面積、路線の延長を基礎として、毎年度草刈りを実施している箇所や新たに要望があった箇所において積算しているとのことだが、この予算額で草刈り費用は充足していると考えているのかということについては、草刈りの要望箇所は年々増加しており、予算枠内に収まらない場合は、直営の職員が草刈りを実施するなどの対応をしているという答弁であります。

次に、消防費、消防施設費、「消防施設管理事業費」について、消火栓設置工事負担金は、どのように消火栓の不良箇所を発見し、工事が実施されているのかということについては、飯塚消防署の協力の下、飯塚市消火栓等機能検査要領に基づき、不良消火栓が報告され、その報告を基に、企業局と調整、協議後、同局において工事が実施され、その費用を負担金として支払っているという答弁であります。

次に、教育費、教育振興費、「就学援助事業費」について、入学準備扶助費は、小学校と中学校でそれぞれ1人当たりの金額はいくらかということについては、国が示す金額と同額としており、小学校は令和4年度から見直しがなされ、3千円増の5万4060円、中学校は令和5年度から見直しがなされ、同じく3千円増の6万3千円となっているという答弁であります。

次に、教育振興費、「その他の教育振興費」について、部活動外部指導員は、何名を予定し、中学部活動の在り方について、予算計上するに当たり、どのような対応をしたのかということについては、部活動外部指導員は、各中学校に1名ずつ、合計で10名を予定している。中学部活動の在り方については、各学校における部活動の活動方針や年間計画をホームページで公開し、生徒や保護者等が閲覧できるようにしている。また、外部指導者の選定に当たり、予定者の情報を事前に提出させ、教育委員会が把握できるようにしているという答弁であります。

次に、文化財保護費、「嘉穂劇場保存整備事業費」について、飯塚市文化施設活用検討委員会より、今後の嘉穂劇場の在り方について答申を受けたということだが、その答申を受けどのように取り組んでいくのかということについては、答申では、嘉穂劇場のみの提案にとどまらず、劇場を中心とした地域のにぎわいづくりのために何をすべきか、ハード面からソフト面まで、様々な意見をいただいております。嘉穂劇場の早期再開に向け、耐震補強計画、文化財保護法に基づく保存活用計画、施設改修計画や運営方法等の方針・計画について取組を行っていく。また、令和5年度は、市民に劇場のことを忘れられない取組、市民にファンになってもらう取組として、劇場や地域の歴史などをテーマとして講演会やワークショップなどの啓発事業にも取り組んでいくという答弁であります。

次に、保健体育施設整備費、「グラウンドゴルフ場整備事業費」について、グラウンドゴルフ場は、どのような整備内容なのか、また今後のスケジュールはどのようになるのかということに

については、グラウンドゴルフは、8ホールで1コースとなっており、4コースを整備する予定である。また、プレーエリアは天然芝とし、附属施設として管理棟と、約100台が駐車できる駐車場を整備する予定であり、令和5年度から工事を開始し、令和6年度の秋頃にオープンを予定しているという答弁であります。

次に、保健体育施設管理費、「保健体育施設管理運営事業費」について、飯塚市総合体育館は、障がい者にも利用しやすい施設となっているのかということについては、全ての市民が主役になるエンターテイメントアリーナとし、ユニバーサルデザインにより、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、全ての市民が楽しくスポーツをする、見る、見せることが可能となる体育館を目指したものであり、車椅子の方が移動しやすいように段差がなく、更衣室やシャワーブースも車椅子での利用が可能となっている。また、性的マイノリティーの方にも配慮し、共用スペースとは別にトイレ、更衣室、シャワーブースは、多目的スペースとして整備しているという答弁であります。

このほか、審査の過程において、ジェンダー平等の視点に立った広報の発信、老朽危険家屋解体撤去補助金申請の簡素化、障がい者当事者団体等活動補助金交付要綱の改正、障がい者相談員や障がい者施策推進協議会委員の選考方法の見直し、保育士を目指す学生及び保育士への助成、待機児童及び未利用児童の解消、保育士等の処遇改善、子ども医療費の助成拡充、児童クラブの支援員の確保及び遊戯室のエアコン設置、病児保育事業の充実、有害鳥獣被害対策の拡充、利用者ニーズを取り入れたイヅカコミュニティセンター改修等について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

令和5年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算（案）」に反対の立場から討論を行います。

国際社会は今、人類を核戦争の危機から救うための核兵器禁止条約の締結、紛争を戦争に発展させないための平和の共同体の発展など、平和を希求する流れ、ジェンダー平等と様々な分野での多様性と寛容を求める流れ、気候危機から地球を守る流れが発展するとともに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから命と暮らしを守る必死の闘いを展開しています。この時代に、ロシアが国連憲章に違反して、ウクライナに対する侵攻と侵略を進め、無差別攻撃を展開し、核兵器使用の威嚇まで行って、核兵器禁止条約に違反し、原子力発電所や医療機関に対する攻撃など、国際社会が堅持すべき人道に反する行為を継続していることに、私は厳しく抗議し、ロシア軍に即時撤退を要求するものであります。

人類は、国際間の紛争を対話と外交の力で平和的に解決する知恵を持っており、日本国憲法第9条を持つ我が国が、陸上自衛隊飯塚駐屯地も対象と伝えられておりますが、自衛隊基地に核兵器や生物兵器、化学兵器から守るための地下シェルターを造らなければならないような戦争を想定した敵基地先制攻撃のための大軍拡と、そのための――。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員に申し上げます。「議案第4号」に対しての討論をお願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大増税路線をとることは許されません。今こそ、平和世論と対話と外交の発展を強く訴えるものであります。

さて、我が国においては、自公政権が日本維新の応援を受けながら、自由主義を礼賛する並びに――。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員に申し上げます。「議案第4号」に対しての討論をお願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

だから、そこに入っていくんですよ。

かじ取りを進め、格差社会が深刻化を続け、経済は低迷し、国民の所得は厳しくなる中で、消費税が10%に引き上げられ、社会保障はさらに削減されています。こうして深刻になった国民の暮らしに新型コロナウイルス危機、さらに物価高騰が追い打ちをかけています。岸田内閣の大軍拡大、増税路線は、我が国を軍事対軍事の戦争に引き込みかねない危険極まりないものです。命と暮らしを守ること、気候危機を打開すること、ジェンダー平等を追求すること、戦争はしないと決意した日本国憲法第9条を大切にすることは、極めて重要な課題となっています。そもそも、住民福祉の増進を図ることは地方自治の本旨であり、本市は今、地方自治の本旨を深く自覚し、住民主権の原則に立ち戻って、住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりへ市政の流れを切り替えるべきときを迎えています。国が国民の生活を顧みない悪政を行うとき、地方自治体として、あらゆる努力を惜しまず闘って、住民を守り抜かなければなりません。

新年度一般会計予算規模は874億2800万円です。本市は現在、住民と市職員の犠牲の上に財政調整基金や減債基金のほか、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金、国保給付費等準備基金、介護給付費等準備基金など、過去最高水準のため込み金を積み上げ続けています。現時点では、新たな無駄遣いをしなければ、市の借金である市債及び借金返しの公債費は大きく増える状況とは言えず、住民福祉を犠牲にして、プライマリーバランスをとる状況ではないことも既に明らかです。要するに、市財政は現状において安定状況にあり、無駄遣いをしなければ、市民の暮らしを支え、希望を開くための体力は十分にあるわけです。毎年使い残しと言える不用額が、予算規模の5%程度あり、2021年度は49億円にも上っています。

私は、予算審査に当たり、3つの視点で論戦に臨みました。第1は、命を守り、暮らしを応援する視点です。ごみ袋の値下げをさらに進め、子ども医療費ゼロ、保育料ゼロ、学校給食費ゼロ、児童クラブ利用料の軽減、日本共産党の5つの提案は、新型コロナ危機と物価高騰から住民を守り、福祉の増進をさらに図る上で、せめてこれだけとは、日本共産党の住民アンケートなどで寄せられた要求を、市の財政状況を踏まえて提案し続けているものです。これらは、予算規模の1%程度を組み替えれば実現できるものであります。

特に、学校給食費ゼロについては、それを学校教育法が妨げるものではなく、市長の決断による、教育委員会とも話し合うことになると、片峯市長が答弁したのは重要ですが、その過程で現状では考えられないと言っているのは納得できません。市民と議論したいと言うのですから、議論の場を速やかに計画するべきです。市民と議会の声をまともに聞いて片峯市長が決断すれば、子どもへの給付金事業と併せて、子どもを応援する取組ができます。

利用児童が急増した児童クラブは、現状を丁寧にチェックし、万全の安全対策をとる必要があります。

また、児童虐待防止については、特別な対策を関係機関との緊張関係を維持して進めるべきです。

物価高騰の中での一方的な35%の水道料金の値上げが、市民の暮らしを圧迫しています。日本共産党は、議案質疑で提案した3つの対策案を速やかに検討し、市民の暮らしを応援するよう

強く求めるものであります。

高過ぎる国民健康保険税、介護保険料の大幅な引下げのために、一般会計から必要な応援を行うべきです。年金受給の高齢者は、介護保険料の引下げが実現すれば、年金受取額が増やせます。生活保護は、国民の最後のセーフティーネットとしてしっかり役割を果たせるように丁寧な事務が求められます。既に扶養照会は義務でないことは、政府が国会で答弁しています。これに様々な条件をつけることは不適切です。

また、物価高騰から暮らしを守るために、国に基準引上げを求め、市独自に生活補給金を緊急に復活することが求められます。病院に通院する交通費は、規定に従って漏れなく支給し、生活費の圧迫をなくす必要があります。

公共交通関連対策では、筑穂支所までの延伸など、コミュニティバス、エリアワゴン、予約乗合タクシーにおいて、住民要求を反映した改善がありますが、予約乗合タクシーは、電話しても、この時間は無理と何回も断られたという声もあります。市役所本庁、西鉄バスターミナル、新飯塚駅までの延伸など、さらなる充実を求めるものです。高齢者へのタクシー券の支給の拡充も求められます。

自然環境と生活環境を保全し、災害から住民を密接に守るための予算は極めて脆弱です。市長は自然環境保全条例が、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守るを目的とする立場を貫くべきであります。白旗山メガソーラーや筑穂元吉の土砂埋立てなど、乱開発によって、気候変動の下、土砂災害、水害、パネルの飛散など、地域住民の不安は深刻になっています。これから集中豪雨や台風の季節を迎えますが、地元説明会などを行い、地域住民と情報を共有し、安全確認などしっかりした対策を進めることが急務となっています。

次に、第2の視点、不要不急の無駄遣いをなくす視点です。新体育館建設をはじめ、社会資本整備総合交付金に関する事業には、さらに指摘すべきところがあります。新体育館建設については、総事業費に利息を加えた額は58億円を大きく超えます。計画そのものの強引さとともに、入札に見られるゼネコンと地元業者の不透明な在り方、土壌の不具合を理由にした追加工事7億円の負担発生と分担に見られる片峯市長の無責任さ、反省のなさを見れば、オートレースメインスタンド建設事業36億円など、振り返れば切りがありません。市民は新たな無駄遣いの不安を感じるのには当然ではないでしょうか。

次に、第3の視点、透明で公正な市政運営を貫く視点から述べます。大型事業の連発に引きずられるように、公募型プロポーザル競争入札が安易に採用される傾向があります。選考委員会がありますが、発注者の立場にある市の職員ばかりで選考委員会をつくり、市民には見えないままに点数をつけて当選者を決めています。官製談合は絶対に許されず、説明責任は市長にあります。競争入札においても、総合評価方式は、本市においては、透明性の確保において弱点が指摘されます。官製談合が許されないことについては、市議会議員に誘われれば、飲食に気軽に応じる、それを周りが知りながら容認する、こういう市役所内部の体質、部長クラスまで蔓延している様子はただごとではありません。特定の市議会議員と長年にわたる深い間柄の私的な交流のある職員の人事異動についても、深刻な違和感を指摘しないわけにはいきません。

また、部落解放同盟と同和会に対する補助金は、本市発足以来、新年度予算までで5億5500万円を上回り、その大半は一部幹部の人件費と社会保険料及び使途不明の行動費などに消えています。部落解放同盟の活動実態については、2018年12月告示の飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱にある補助の対象の3項目に該当すると判断する事実を市が示し得ないまま補助金を渡していることが、予算特別委員会の答弁で明らかになりました。給料の全額を税金で賄っている幹部に反社会的な行為が確認されたときは、補助金の返還を求めるとというのが、昨年9月の決算特別委員会での私の質問に答えた市の見解です。昨年12月議会では、県道整備

をめぐる幹部の不適切な関与の疑惑に関する私の指摘に対する片峯市長の「確認したい」との答弁に基づいて、市が行った聞き取りに対し、部落解放同盟の3人の幹部がそろって事実を否定したとの説明が、今回の予算特別委員会でありました。この事実の否定は、私が福岡県飯塚県土整備事務所から情報開示請求で入手した会議録の内容と明らかに矛盾があり、飯塚県土整備事務所の会議録が正しいなら、3人の幹部が市に虚偽の説明をしたこととなります。3人の幹部の説明が正しいなら、飯塚県土整備事務所の会議録が事実に基づかないものであることとなります。いずれにしても、予算特別委員会では、速やかに事実を確認して報告するとの答弁がありましたが、これは絶対に曖昧にはできません。このような部落解放同盟の幹部から、市の政策決定に関わる審議会などに多くのメンバーが出ていることについては、市長の判断基準は示されていません。

人権啓発事業として、毎年約5千万円もの委託料が、何の競争もなく、独占的にNPO法人人権ネットいづかに渡っています。そのメンバーの内訳は、予算特別委員会追加資料でも明らかにしてもらいましたが、部落解放同盟幹部、飯塚市役所OB、地域活動指導員経験者など、13人です。人件費が全体の7割で、委託料の総額は、本市発足から新年度予算までで7億2600万円に及びます。しかも市は、将来に向かっても、この委託先は、この団体のほかは考えられないとの見解を示したことがあるわけです。これらの補助金や委託料が税金の使い方としても正しくないことは既に明らかではないでしょうか。

そもそも、地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあります。住民主権は揺るがすことができない基本原則です。飯塚市職員は全て、市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいて宣誓書を提出しています。私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。これはその内容です。多くの職員は、この立場で頑張っているわけですが、政治家や業界と私的な関係に巻き込まれた幹部が問題です。ここにおいて、主権者である市民が市政と市議会に対するチェック、監視の大切さが指摘されるわけですが、そのために必要な情報の開示について、最後に述べておきます。飯塚市情報公開条例の第1条には、市民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、または保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとあります。さて、市長、副市長、教育長、企業管理者はこの際、この立場に立って緊張感を持って、自己検討を行うべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。

「議員提出議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」、地方自治法第100条第9項の規定により、次のとおり告発する。

1、告発人及び被告発人。告発人、飯塚市議会議長、秀村長利。被告発人、飯塚市議会議員、坂平末雄。

2、告発の趣旨。飯塚市議会は、議決により新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについての調査のため、被告発人を関係人として3月8日に新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会に出頭を請求したところ、出頭日時について事前に当人の了承を得たり、調整を行わなかったこと、公開されている委員会における証人尋問手続について、インターネット中継の実施を決議したこと及び委員が委員会の内容を自己のインターネットブログにおいて、詳細に掲載しているところ、委員会がこれをいさめることがないことを理由に出頭しなかった。

これに対しては、出頭日時について事前に当人の了承を得たり、調整を行わなかったことについては、出頭日時に被告発人は出頭請求場所に到着していたこと、また他の証人についても同様の取扱いであること、また、ネット中継については、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱において定められている通常の手続であること、また、飯塚市政治倫理条例第2条では、市長等及び議員の責務として、「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない」と定めていること、また、委員のブログについては、あくまで個人のブログであり委員会として判断すべき点ではないことが指摘されます。

このことから、被告発人の不出頭は、正当な理由がないのに出頭しないことに該当するので、別紙証拠書類を添え地方自治法第100条第9項の規定により告発します。

提案理由。地方自治法第100条第1項の規定に基づく新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会への出頭の請求に対し、被告発人が正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったと認めることから、同条第9項の規定により告発するため、本案を提出するものであります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。本案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

質疑を許します。質疑はありますか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

お尋ねいたしますが、告発の趣旨のところ、出頭要請をしたところ、出頭日時について事前に当人の了解を得たり、調整を行わなかったこと、公開されている委員会における証人尋問手続について、インターネット中継の実施を決議したこと及び委員が委員会の内容を自己のインターネットブログにおいて、詳細に掲載しているところ、委員会はこれをいさめることがないことを理由に出頭しなかったというふうになっておりますけれど、これは、出頭しない理由については、事前に口頭で出ないと言われたのですか。それとも文書をもって言われておるのか、その点を確認いたします。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番 (松延隆俊)

まずは、インターネット中止をしてほしいというふうなものがあまして、その後、一応、議会にお諮りし、インターネット中止については、やらないということで決定しました。それで、そのことをお伝えしたわけですが、不出頭の文書でもって提出されました。

○議長 (秀村長利)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

インターネット中継に関する内容についても、まずは、いつ、口頭で言われたんですか、それとも文書で。まず確認したいのは、文書で出されておるのかどうかということです。

○議長 (秀村長利)

22番 松延隆俊議員。

○22番 (松延隆俊)

文書でもってなされました。

○議長 (秀村長利)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

文書で要請があつておつて、そして、インターネット中止ということですか。それが文書で先もって出されていて、そして、結果として、議会というより委員会ですね、委員会において、インターネット中継は実施するということを決めた、決めたから出てください。出てくださいと言って、だからそれは、その理由にして、出ませんといったのも文書で出されているんですね。

○議長 (秀村長利)

22番 松延隆俊議員。

○22番 (松延隆俊)

そのとおりでございます。

○議長 (秀村長利)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

ではまず、坂平証人から提出されたインターネット中継中止の要請書については、どういうふうにかかれておったのか、確認させていただきたいと思います。

○議長 (秀村長利)

22番 松延隆俊議員。

○22番 (松延隆俊)

これ全部読み上げると長くなりますので、出されたのが令和5年3月7日でございます。

証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書。令和5年3月8日、火曜日、午後1時からの新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会において証人尋問を行うため出頭するよう請求を受けましたが、下記の理由により、証人喚問におけるインターネット中継等の中止要請について申し出いたします。ということで、下記の部分につきましては、要するにインターネット中継の中止ということの理由を書かれております。

○議長 (秀村長利)

27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

その文書には、当該委員会の所期の目的である新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する疑義の解明については、真摯に協力するものでありますというふうに記載されておる文

書でしょうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

いいですか。私は市議会議員でありますので、正式な会議録や傍聴規則による傍聴について異を唱えるものではありませんが、YouTubeにより行われるインターネット中継は、一旦公開された動画がコピーされたり、一部を切り取られたりした上で、悪意の下にSNSに投稿するなどにより拡散されることが想定されますということで、そういうような文章も入っております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

その文書によりますと、証人は調査に協力するとした上で、中継の中止を要請しておると思いますが、委員会の所期の目的のためには要請を受け入れ、証言を得るべきではないかと思えますけど、委員会ではそのような質疑や意見等がありましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

委員会ではありませんでした。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、委員会がインターネット中継中止の要請を拒否し、所期の目的である疑惑解明に資する証人の不出頭という結果と引き換えてしまったわけですが、ネット中継を行う理由について、委員会での質疑や意見等がありましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

あっておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員会では、さきの他の証人尋問においては、インターネット中継の中止の要請を受け入れておりますけれど、坂平証人の要請を拒否した理由については、委員会ではどのような質疑や意見がありましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

いや、委員会では意見等はあっておりませんが、その前の、今、道祖議員が質問されております証人の喚問を行う中で、それ以前にインターネット中止のお願いをされた方、グッドイナフ株式会社代表取締役 原田拓郎さん、株式会社S・Y代表取締役 坂平由美さん、この方につきましては、私どもは公人ではありませんというふうな文章が入っておりました。ということで、民間のことであるということで、一応お話をして、インターネット中止ということに決定をさせていただきました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ということは、インターネット中継中止を受け入れた証人の中止要請理由と、坂平証人の中止要請の理由の違いは、公人であるという、坂平証人が公人であるということだけですね。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

今、お二人の民間の方のことは、公人ではないということでありましたので、それと取替えに、坂平議員が公人であると。また、飯塚市の職員も証人であられた場合には、インターネット中継をやっておりますので、職員も議員も同じような取扱いをしたということでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

各証人におけるインターネット中継中止要請に対する委員会对応の違いについて、委員会では詳しい審議や意見があったのかどうか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

委員会の中でそういう審議はあっておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

坂平証人の中継中止要請にある、議員の個人のブログに対するこの行動について、委員会において、委員会運営上の対応等がありましたか。また、委員会でどのような質疑や意見があったのかどうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

委員会での質疑等、また対応はあっておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、坂平証人のインターネット中継中止要請にある、議員の行動について苦情が議会にあったということで、その文書が出ておるんですけど、出されたと思いますけど、委員会においては、それについては何ら問題視というか、意見等、質疑があったのかどうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

基本的には、そこは個々の問題と思っておりますと同時に、委員会の中での、個人のブログについては協議はいたしておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、そういう苦情について、委員長として、その議員に何か指導等をしましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

苦情等については、私は事務局からこういうようなことがブログに載りましたということで、本人にお聞きしたところ、議事録に基づいてやったものではないというふうなことを言っておりますので、それ以上のことは言っておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

坂平証人から出席拒否が出された理由は先ほど述べられておりますけれど、坂平証人の出席、それは文書で出されたと言われておりますけれど、その文書はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

まず、令和5年3月8日に出されております。証人出頭請求に対する不出頭届出書。まず、題のところから読ませていただきますけど、証人出頭請求に対する不出頭届出書。このことについて、令和5年3月8日、火曜日、午後1時から新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会において証人尋問を行うため、出頭するよう請求を受けましたが、下記の理由により出頭できませんので届け出ます。ということで、インターネットの件等々が書かれて、そういうふうなことで届出が出されました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ここにその文書がありますけれど、まずもって、当該委員会の所期の目的である新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する疑義の解明については、真摯に協力するものでありますという文書だと思いますけれど、これで間違いはないですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

間違いありません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この文書には出席拒否、この文書においては、今言ったように調査には協力すると明記されております。ただ中継による本人自身、家族、関係者への不利益が心配であるがゆえに出席できないとしておるようではありますが、この届出のどの部分が正当な事由のない出頭拒否に当たるのか、委員会における意見や質疑内容はどうか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

委員会での質疑等は、これは議題となっておりますが、まずインターネットの中継に関する要綱があります。飯塚市議会としての、これはつくった要綱でございます、本人もその一員であるということでもありますので、そういうことで、十分、出頭していただければ、中継のあるな

しにして出頭していただけるものというふうを考えておりましたので、それとまた、先ほど申しましたように、飯塚市の職員の方も、そういう中継中止等々申出もなく、ちゃんと証人の尋問に応じられておりますので、そういうことで、私のほうは、そういうふうな正当な理由がないというふうな考えに至ったわけでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長の見解は今承りましたが、委員会における意見や質疑があったのかどうかということをお尋ねしておるんですけど、その正当な理由に当たるといふ意見や質疑があったのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

不出頭の届出が出たことに関して、この件について、後ほど協議するというところで、懇談会を開いたような状況でございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員会における質疑が、正当な理由に当たるか、当たらないかという質疑があったのかどうかを確認させていただいているんです。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

そういうことはありませんでした。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

確認しますが、どの部分がどのような正当な理由なき出頭拒否に該当するのか、質疑、審議はしてないということですね。それを確認します。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、委員会のインターネット中継を中止せずに証人尋問をすべきとの決定について、委員長から坂平証人に理解を求める説得等はされましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

しておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、委員長にお尋ねいたしますが、坂平証人は当日証言するために来ていたということで、告発の理由の中に明記されておるようですけど、それは当日来ていたんですね。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

当日お見えになっていたようでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ということは、文書にありますように、真摯に協力するものでありますとあって、本人はそのつもりで来ていたというふうに私は理解するんですけど、その来ていた坂平証人に対して、何回、出頭要請をされましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

まず、事務局のほうから5日前に要請、請求しないといけないということで、文書で出しております。そしてまた、その後何回要請されましたかということでございますけれども、先ほどインターネット中継と、また議員としての公人であるということ等を述べながら、そこまでこちらからする必要はないというふうに、私は考えました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長の考え方は承りましたけれど、この出頭請求に対する不出頭届書の中には、再三申し上げますけれど、本人は疑義の解明については真摯に協力するものでありますということが明記されております。そして、告発の理由は、出頭日時について被告発人は出頭請求場所に到着していたということですよ。これははっきりしているんです。だから、来ている人に、インターネットで中継をするけれど、出頭してくださいとか、そういう説得を何回されましたかとお尋ねしているんです。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

何度もしていませんけれども、先ほど来、述べておりますように、飯塚市議会にはインターネット中継等に関する要綱等々あります。これはもう、市会議員27名の方は御存じのことと思いますので、それは当然知った上での、インターネット中継を中止しなければ出頭しないというふうな考えについて、私どもはそこまで及びませんでした。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから、本人は当日来ているけれど、出頭拒否されている人に対して出頭をしてくださいということを、説得したのかどうかとお尋ねしているんですよ。それはしませんでしたなら、しませんでしたので結構なんです。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

しませんでした。議員だけの特別扱いは、私はしてはいかんと感じておりました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私は委員会が疑惑解明に向かうには、証人に出頭してもらい証言を得ることが肝要であるのではないかと感じております。だから委員会運営への協力要請や再度の出頭要請をするべきだと思うんですね。それで、そういう、委員会として、どのような取扱いを検討したか、質疑や意見がありましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

あっておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員会における告発の採決に当たって、どのような理由で告発すべきだと提案がなされたか、再度確認させていただきます。また、それについてどのような意見が出たか、確認させていただきます。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

この件につきましては、不出頭につきまして正当な理由がないということでお諮りしたら、賛成多数で、不出頭に正当な理由がないということでの告発という形になりました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

確認いたしますけど、坂平証人の出頭要請について、委員会は受け入れず、その理由の説明も受けず、再度の出頭要請もせず、出頭拒否理由についても審議せず、今回の告発を委員会として決定したということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

そうです。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから、告発の趣旨は3つ書かれておりますが、請求したけど、出頭日時に出頭者は来ていたけれど、説得しなかった。ネット中継については、飯塚市議会にインターネット中継に関する要綱に定めているから、これはそれに従ったと申しますけれど、では要綱とは何か御存じですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

運営していくための取決めというようなことと覚えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

要綱は法規としての性質を持っていると思いますか、持っていないと思いますか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

そこまで私はちょっと存じ上げません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ということは、要綱において定められておるけれど、要綱というものについての質疑、意見等は、委員会ではあっていないということで確認しますが、よろしいですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

ちょっと、いま一度、質問をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ネット中継については、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱に定められておる通常の手続であるということなんです。だから、それをよりどころとして告発するというふうに言われておりますけど、インターネット中継に関する要綱とは、どういう法規的な性質を持っておるのかとお尋ねしているんです。そういうことが委員会において審議されたか、されていないかをお尋ねしているんです。なければ、ないで結構ですよ。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

されておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

告発の理由で、飯塚市政治倫理条例第2条では、市長等及び議員の責務として、市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないと定められておるということですね。だから、それに従って本人は出頭する気持ちで、当日、この議会棟に来られておったと思いますけれど、こういうことについて、委員会では質疑はなかったんですか。ここの告発の理由に、これが、本人は来て説明責任があるからするという、この政治倫理条例第2条に該当するのではないのかというような質疑等がありましたか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

ありませんでした。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番 (道祖 満)

「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」、反対の立場から討論いたします。と申しますのは、私は百条委員会というのは、議会として重たい責任を負っているというふうに思っております。特に告発するというときに、それが地方自治法第100条第3項の規定に、正当な理由がないことをもって出頭しないということ、この正当な理由というのは何なのかということとをきちんと委員会の中で議論して、前例等、また法的効力とか、そういうことをきちんと調べておくべきだったと、私は思っております。先ほど、委員長にいろいろお尋ねしましたが、委員会においては、いろいろ議論がされてない、お尋ねしたように。この問題点は、インターネット中継が、要綱が定められているからということ。この要綱という意味合いは行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たないものなんです。これを根拠にして、果たして、告発の理由として、出すことが理由として成り立つのか、そこに疑義を思いますので、反対の意見を述べさせていただきます。

なお、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱の中にはインターネット中継の中止等について定められております。第6条第2項、常任委員会、議会運営委員会または特別委員会の委員長が必要と認めるときは、当該各委員会に係る生中継を中止することができるということが明記されておるんです。ですから、私が先ほどから質問していたのは、疑義を解明するのが第一であって、インターネット中継をすることが第一義ではないと。そういう意味から言いますと、告発の理由に当たらないのではないかと。また、本人はちゃんと説明責任を、ここに書いております政治倫理条例第2条の内容について十分理解しておるから、本人としては出る意思があって、出てきておると。出てきているのに、この告発文書においては、出頭請求場所に到着していたのに出なかったということは、これはいかななものかというふうな告発の文書になっておりますので、これは、証人の誠意ある行動を悪意に取るような言質になっているのではないかと。受けますので、これについても私はいかななものかというふうに思います。したがって、私はこの告発についての議員提出議案については、反対ということをお述べさせていただきます。

○議長 (秀村長利)

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」、賛成の立場で討論します。

私は、百条調査特別委員会の委員の一人であります。先ほど反対討論がありました。この討論は地方自治法第100条の第3項と第9項を理解していない討論だろうと思います。つまり第3項は、第1項後段の規定により、出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人、その他の関係人が、正当の理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処すると書いているわけで、先ほどから、委員長に対して質疑が、質問があってございましたけれども、委員会において、必要な質疑、討議はしますが、あまりに自明である場合は、わざわざやらない。今回の、正当な理由がないのという点について言えば、あまりに自明過ぎるので、その場での議論は必要がなかったということでもあります。第9項は、このようになっていますね。議会は選挙人、その他の関係人が、第3項または第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならないと書いているわけです。委員会の側が、坂平末雄市議を特別扱いしなければならないかのような質疑及び討論でしたけれども、そういうことは法の前ではあり得ないわけです。したがって、正当の理由がないという、第3項で委員会が確認しましたので、第9項により告発しなければならないと、法で定め

ているわけですから、当然、告発を議案として出すわけです。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

本告発について、私も賛成の立場から討論をいたします。

先ほど道祖議員のほうから、被告発人については真摯に協力するという姿勢であったという話がありました。そして、なお、インターネットの要綱については、法規ではないというお話がありました。法規ではないというのはそのとおりであります。法規、これについては、条例、規則までであり、それ以降に関しては法規ではありません。ただし、このインターネットの要綱については、議会がきちんと議会の意思として決定したものであります。それについては、被告人、被告発人もおられた中で決定した取決めであります。であるならば、それを守るのはその一構成員である被告発人としても、当然のことであると考えます。

また、政治倫理条例第2条、自らその高潔性を進んで示さなければならない。その中で、ある意味、ネット中継は、それをしっかりと皆様方に理解をしていただく、そのいい機会であります。今回の、議論をしたか、今、議論をしたかと言われましたが、まさにその部分に関しては、私どもは懇談会の中ではありますが、議論をさせていただきました。そしてその中で、私どもとしては、こう考えておりますというものを、きちんと事前に、事務局を通じてであります。本人にお伝えをした上で、それで午後1時の委員会開会となったわけであります。そしてその上で、おおよそ議論と同じように、正当な理由がないと認め、ネット中継については実施するものと委員会では決定し、委員会ではそのような大勢でありましたので、委員長が決定し、それを事務局がお伝えをしました。それに対して不出頭の届けがなされた。私どもは、きちんと、これこれこういうことですよというのをお伝えする、そのことはしております。それに対し真摯に協力するものであれば、議会の取決めに従い、出てきて、正々堂々と説明をされる。それこそが、真摯な協力の姿だと思っております。そしてまた、いろいろな解説書の中で、正当な理由となるものについて列記されておりますが、ネット中継を拒否したからというのが、正当な理由になるという記述はございません。そういったものを踏まえて、私ども特別委員会では判断をしたものであり、正当な理由にならないと考えております。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

なお、告発書の作成、その他必要な手続につきましては、議長において行いますので、ご了承をお願いいたします。

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会に付託していましたが「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」を議題といたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長の報告」を求めます。22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

本特別委員会に付託を受けています。「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」、調査した結果を報告いたします。

本件については、令和5年2月8日に本特別委員会が再度設置されて以来、決議案の提案理由説明の中で指摘された疑惑、すなわち「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等」の疑惑を解明するため、これまでに委員会を10回開催いたしました。

調査に当たり、行政職員として、飯塚市契約課長 山本直樹氏、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾善忠氏、飯塚市行政経営部長 東 剛史氏の3名、新体育館移動式観覧席の入札に参加した業者として、グッドイナフ株式会社代表取締役 原田拓郎氏、株式会社S・Y代表取締役 坂平由美氏、株式会社福岡ソフトウェアセンター代表取締役 高倉 孝氏の3名、新体育館の観覧席のメーカーとして、コトブキシーティング株式会社九州支店支店長 吉田直樹氏の7名に加え、令和4年2月26日の会食の当事者として、飯塚市議会議員 坂平末雄氏の以上8名を証人として、計9回の出頭を求めたほか、新体育館移動式観覧席の入札に指名されたが辞退した業者10者10名及び観覧席のメーカーである1社1名に対し参考人招致を打診し、そのうち、株式会社玉置代表取締役 玉置一貴氏、有限会社小川商事飯塚店店長 廣田孝文氏及び株式会社麻生情報システム飯塚事業所長 大庭文志郎氏、愛知株式会社福岡支店支店長 小野 隆氏、以上4名を参考人として招致し、意見を求めました。

また、真相究明に必要なものとして、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出を飯塚市長に対して4件、コトブキシーティングに対して1件の計5件求めたほか、新体育館移動式観覧席の入札に指名されたが辞退した業者10者のうち、参考人として出席いただけなかった7者に対し、法第100条第10項に基づく調査の照会を求めました。

このうち飯塚市長に対し行った記録の提出4件全てに対し、記録の提出が拒否され、当委員会の調査に対する市の姿勢に疑問を感じざるを得ない事態となっています。

そのうち2月9日に記録提出を求めた1件について、市長より2月14日付で疎明文書が提出されましたが、2月27日の当委員会で、この疎明については正当な理由がないものと判断し、3月6日の本会議での議決を経て、法第100条第5項に基づく声明の要求を行いました。本日に至るまで、声明も記録も提出されていません。

なお、本件の調査については、「会食について」、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」及び「移動式観覧席の入札について」以上の項目に整理して報告いたします。

まず1つ、「官製談合等の疑惑がもたれた会食について」の調査結果は、次のとおりであります。

本特別委員会設置の発端となった、令和4年2月26日、午後6時30分頃、市内飲食店において、当時の契約課長、現行政経営部長 東 剛史氏、移動式観覧席の落札業者、グッドイナフ株式会社代表取締役 原田拓郎氏、市議会議員 坂平末雄氏及び一般女性を含む4名が行っていた会食について、どのような経緯で開催されたのかということについては、東証人の証言によると、会食の数日前に、坂平末雄市議から会食の誘いがあり、会食当日、居酒屋に行ったところ、すでに3人が会食されており、同席した。原田氏が指名業者であることは以前から知っていた。また、坂平末雄市議の後援会長をしていることは合併して以降の選挙のときから認識していた。また、一般女性については、20年以上前に飲食店をされていた当時に何度か飲みに行ったことがあるため知っていたが名前は知らないということでもあります。

原田証人の証言によると、飲み友達であるが名前を知らない一般女性と居酒屋に行ったところ、坂平末雄市議がおられ、同席のお誘いがあったことから3人で会食をした。その後、東氏が来られ4人で会食になったということでもあります。

次に、会食時において官製談合等の話はなかったのかということについては、東証人及び原田証人の証言によると、いずれも、そのような話はしていないということでもあります。

次に、東証人に対し、坂平末雄市議との会食は、いつから、どの程度行っているか。また、直

近はいつなのかということについては、市町村合併前の穂波町時代から年に三、四回程度あったと記憶している。直近では、明確に覚えていないが、去年の夏頃という気はしているということでもあります。

この証言については、3月10日の委員会において、年末年始ぐらいの時期に飲食を共にされていたという市民からの情報があるが、そのような申出があったかとの質疑があり、人事課には、そういった申出はない、副市長からは早急に確認するということであり、その後、執行部において聞き取りを行ったところ、「ないと思う。はっきり覚えていない。」ということでもあります。

また、会食に同席された方から、過去から現在まで、金銭の授受や貸借などの金銭のやり取りはなかったかということについては、一切ないということでもあります。

次に、令和4年2月26日の会食の段階では、契約課長として移動式観覧席の入札が今後行われるということは知っていたのかということについては、令和3年度にこの備品に関する予算は計上されておらず、令和4年度に計上することになっていたため、その分が備品として発注されるということは理解していたということでもあります。

次に、今回問題となった会食を除き、執行部と市内指名業者との関係で、飲食を共にしたことがあるかということについては、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾証人の証言では、指名業者の方とそのような関係性の中で飲食を共にしたことはないということでもあります。

東証人の証言では、いろいろな地元の行事や、先輩、後輩、同級生も含め、そのような方が指名業者であるということもあり、様々なシーンにおいて一緒になることはあるが、契約課長という立場で、発注案件にまつわることでの会食はしていないということでもあります。

次に、今回問題となった会食を除き、坂平末雄市議と飲食を共にしたことがあるか、ということについては、スポーツ振興課長である瀬尾証人、契約課長である山本証人の証言では、両人も複数回飲食を共にしたことがあるということでもあります。

なお、飯塚市議会議員坂平末雄氏に証人として出頭するよう請求していましたが、出頭拒否により、証言を得ることはできませんでした。

次に、2つ目、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、の調査結果は、次のとおりであります。

まず、2月9日の委員会において、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」について資料の提出を求めました。

この資料要求に対し、「カタログ」並びに「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」のうちの入札伺いや仕様書、本体工事の設計図書等については提出されたものの、本体工事が入札不調となって以降、どのような会議で、どういった協議があり、本体工事から移動式観覧席を外すこととなったか、その経緯、意思形成過程の記録はないので、現在作成中であるとの答弁でした。

また、「メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」についても記録がないとして提出ができないとの答弁であります。

次に、市内部での協議について、瀬尾証人の証言では、新体育館本体工事の1回目と2回目、2回目と3回目の変更は誰が提案し、誰と協議して方針を決めたのかということについては、入札の1回目、2回目が不調に終わり、関係部課長で今後の対応について協議を行い決定している。また、移動式観覧席が工事としての発注ではなく、備品での発注となった理由については、工事と備品の線引きとして、体育館を逆さまにしたときに落ちる物が備品であるとの考えから、今回は備品として対応したということでもあります。

東証人の証言では、1回目の不調の理由が、市の積算と応札業者の積算とが合わないということがヒアリングによって分かったため、関係部課長で協議し、外構工事、可動式椅子、移動式観

覧席等を外して、設計金額を変えずに2回目の公告を行った。2回目も不調になり、予算上の問題で、年度を令和2年度に持ち越すことになったため、外構工事及び可動式の椅子については本体工事に含め、移動式観覧席については備品として取り扱うことを協議し、再公告に至ったということでもあります。

また、委員会での質疑の中で、備品ではなく、物品の製造での発注について考えなかったのかということについては、そういった話は出なかったということでもあります。

また、移動式観覧席を本体工事から外すことで、結局費用が高くなったり、低くなったりすることが予想されるが、そういった費用面について、本体工事から外す際に協議されたのかということについては、協議していないが、当然検討すべきことであったということでもあります。

次に、「移動式観覧席の入札について」の調査結果は、次のとおりであります。

まず、2月9日の委員会において、「移動式観覧席の入札に関する起案から決定までの経過が分かる資料一式」、「2社からの相見積もり」、「メーカーからの見積もり」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「見積もりの際のやりとり」、「市役所内部のやりとり」、「仕様書作成の準備段階の資料」、「指名業者13社の指名願提出の際の一連文書として体育館の1回目の入札以降の指名競争入札参加資格審査申請書・履歴事項全部証明書・登記簿謄本・営業経歴書・取扱品目表・実績調書」、「希望業種分類表・物品等有資格者名簿」、「人事諮問委員会の資料及び会議録」について資料の提出を求めました。

この資料要求に対し、「2社からの相見積もり」については非公開としており提出できない、「見積もりの際のやりとり」、「メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」、「メーカーからの見積もり」については、記録がないので提出ができないとの答弁であります。

また、提出された資料の中にも、取扱品目表については、取扱業者欄が黒塗りで提出されていたことから、調査に必要だと当委員会で判断し、記録の提出を求めましたが、市長が拒否されたことはさきに述べたとおりであります。

次に、その後の営業活動について、瀬尾証人の証言及び答弁では、業者が営業に来たのは、令和3年の夏頃以降だと記憶しているが、誰が誰と来たのかといった記録は取っておらず、記憶でも曖昧である。移動式観覧席の入札について、こちらから業者にアプローチしたということではなく、業者が、それをなぜ知ったかということについては分かりかねる。また営業に来たのは、コトブキシーティング株式会社、愛知株式会社の2社のメーカーのほかは、グッドイナフ株式会社、福岡ソフトウェアセンター株式会社については記憶があるが、株式会社アイ・インテリアについては分からないということでもあります。

原田証人の証言では、令和4年4月28日の入札通知以前にスポーツ振興課に移動式観覧席に関して営業に行くきっかけとなった情報は、メーカーか代理店のどちらかから聞いたということでもあります。

コトブキシーティング株式会社九州支店支店長 吉田証人の証言では、体育館を建設することを知ってから、健幸・スポーツ課に観覧席のカタログや納入実績、iPadに入れた動画などを資料に、定期的に営業に行っていた。建築工事が落札されて、備品の検討をされる段階で、弊社の販売店と一緒に営業に行ったということでもあります。また、新体育館の設計業者である株式会社梓設計に、営業や協議等を行ったことがあるかということについては、新体育館の建設設計業務委託締結後、椅子のPRに行っているということでもあります。また、新体育館の移動式観覧席に関して、代理店や当市の指名業者との間で、営業や協議等を行ったことはあるかということについては、通常、メーカーは、基本建設工事が終われば、備品のPRを行うことから、スタッキングチェアやほかの備品のPRを行う中で、今回の移動式観覧席についても一緒にPRしている。基本はメーカーとして、ずっとスポーツ振興課にPRしており、その中で何度か、販売店と行ったことがあると記憶しているということでもあります。

また、今回、落札したグッドイナフ株式会社の原田拓郎氏とは、どういう経過で出会われたのかということについては、令和3年度にコトブキシーティング株式会社、株式会社アイ・インテリア、グッドイナフ株式会社の3者で市に営業に行ったのが初めてだったということでもあります。また、これまでグッドイナフがコトブキシーティングの製品の販売実績があったのか、また、どのような経緯で一緒に営業に行かれたのかということについては、グッドイナフに販売実績はなく、地元の販売については、販売店に任せており、販売店と一緒に市役所に営業に行った際、同席したということでもあります。

愛知株式会社福岡支店支店長 小野参考人の意見では、本市が新体育館を建設することを新聞情報等で知ったため、令和3年の夏頃にスポーツ振興課、株式会社福岡ソフトウェアセンターに挨拶に行き、同社商品のPRを行ったということでもあります。

次に、備品の中でも事務用家具とすることを決定した経緯について、山本証人の証言では、今年度に移動式観覧席を備品として発注するというので、スポーツ振興課から契約課に執行何を含め、契約の依頼が来て以降、入札に関わっている。それ以前については、移動式観覧席がどの業種に当たるのかについての相談があり、契約課内部で協議を行い、事務用家具ということでスポーツ振興課に伝えており、事務用家具と決定した時期については、4月に入札の事務を進めるためには、3月の段階で決定し、通知しているということでもあります。また、契約課内で決定した際のメンバーは誰か。また、その際の議事録はあるのかということについては、契約課長、契約課長補佐、物品契約係長、物品の担当職員で協議したが、議事録は作成していないということでもあります。

瀬尾証人の証言では、今回の入札において、備品の中でも事務用家具としたことに何らかに関与したのかということについては、業種の選考には全く関与していないということでもあります。また、契約課に対し、いつ頃、どのような相談をしたのかということについては、入札に当たって、参考見積りが必要となるため、どういう業種から参考見積りを取ればよいのかという相談を行った。相談した時期は令和3年度となる令和4年3月だったと記憶しているということでもあります。

東証人の証言では、令和4年3月頃、契約課内でどの希望業種に対して発注すべきかという協議を行い、その中で、事務用家具を第1希望として指名願を提出している業種とすることを決めたということでもあります。

次に、仕様書について、山本証人の証言では、仕様書については担当課で作成している。契約課に入札の依頼があるときは、決裁権者の決裁を受けた執行何が来るため、誤字等がある場合以外は、仕様書を変更することはないということでもあります。

瀬尾証人の証言では、メーカーのカタログを見ても、仕様書に載っているような細かな仕様は全く載っていないが、入札の際の仕様書の細かな部分に関しては、どのように入手したのかということについては、最初の工事のときに想定された商品であり、設計事務所等は仕様、内容を知っていることから、そこからの聞き取りをしているほか、コトブキシーティングから教えてもらいながら作成したということでもあります。また、コトブキシーティング社製に限定されるような仕様書になっているのではないのかということについては、今回の仕様書で、ほかのメーカーがつかれないということはないと考えているということでもあります。

次に、参考見積りの徴取への関与について、山本証人の証言では、参考見積りを徴取した業者の選考に関して、担当課と何らかのやり取りをしたのかということについては、業種については事務用家具と伝えているが、参考見積りを徴取する業者の選考には関わっていない。備品の入札の事務取扱要領の規定により、市内業者の第1希望業種の中から選考して、参考見積書を取るよう指導をしたということでもあります。

瀬尾証人の証言では、参考見積りについては、営業に来られていた2者から徴取した。グッドイナフについては、以前営業に来られた際に設計の中であって商品のPRをされており、その商

品の見積りを依頼した。福岡ソフトウェアセンターについては設計図面を提示して依頼した。また、2者がいつ頃から、営業に来ていたのかということについては、令和3年度の夏前ぐらいの時期から営業に来ていたということでもあります。

原田証人の証言では、スポーツ振興課長から電話で参考見積りを取りたいということで連絡があったが、見積りの条件については、記憶が定かではない。仕様書のような書類は示されていないということでもあります。また、参考見積りの提出もしくは入札時において、坂平末雄市議と入札に関する相談等をしたことはないかということについては、していないということでもあります。

高倉証人の証言では、今回の移動式観覧席について協議したことがあるメーカーについては、令和3年6月28日から愛知株式会社と協議してきたが、体育館本体の椅子はコトブキシーティング社製で、座る部分が木製ではなく、営業としてスポーツ振興課にカタログ等を持参していたが、移動式観覧席について何の反応もないことから、愛知社製の椅子では無理と考え、コトブキシーティングに代理店がどこかを聞いた上で、その代理店と令和4年2月24日に打合せをし、その後、スポーツ振興課長より、移動式観覧席の参考見積書を提出してほしいとお願いされたため、令和4年4月4日に提出したということでもあります。また、この入札に関わってスポーツ振興課長の訪問を受けたことがあるかということについては、令和4年4月4日の前、3月の段階で訪問があり、移動式観覧席の参考見積りを依頼されたということでもあります。

また、その際は、メーカーを示さずに、参考見積りを出すよう依頼されたのかということについては、メーカーの指定はなかったが、寸法などを書いた書類を受け取り、その寸法はコトブキシーティングの製品と合致していたため、コトブキシーティング社製しかないと考え、コトブキシーティング社製の見積りに粗利を掛けて提出したということでもあります。

また、3年ほど前に梶原副市長が、物品の落札業者が一者独占状態になりつつあることを、危機感を持たれておられ、弊社が物品の入札をよく辞退するので注意を受け、それ以降、物品の入札についても積極的に行うようになったとの発言もありました。

次に、同等品の有無について、山本証人の証言では、備品の発注に際して、同等品により入札に参加可能であることを担当課として確認をしているのかということについては、通常の物品購入であれば、仕様書に参考商品が複数入っていることを確認し、特定の商品に限定されないことを判断しているが、特殊な物品については、その仕様で特定の商品に限定されるものではないことを担当課に確認しているということでもあります。

瀬尾課長の証言では、同等品について、コトブキシーティング社以外のメーカーに、仕様を満たす既製品があるということを確認したのかということについては、コトブキシーティング社製の場合でも、椅子の数や段数などに応じて、つくり込み商品になる。愛知社製でも木製の椅子をポリエチレン製の椅子に置き換えることによって、仕様は満たすということを確認しているが、金額についての確認まではしていないということでもあります。

愛知株式会社の小野参考人の意見では、今回の仕様書では納入ができないのかということについては、弊社の規格ではないため、同じ物はないが、時間やコスト等をかければ、技術的にはできるということでもあります。また、今回の仕様を満たすために、どのような作業が必要になるのか、納期や金額については競争力があるものとなるのかということについては、ベースになる製品はあるので、それをベースに仕様書に合わせて規格を変えていくことになる。その中で、仕樣的にすぐできるものと、設計を交えて新たに検討しなければいけないものがある。金額については、一般的には、規格のベースを外れることとなるため高くなる。納期については、新たに仕様を変えてつくるとなると、時間的な問題、生産工程の確保の問題がある。今回、入札の公示が出た当時の工場の状況としては、今回の案件のボリュームの物を工場の生産工程の中にはめ込むことが難しく、納期的に非常に心配だという工場からの回答があり、見積りを依頼してきたトータルオフィス様には見積書は出さずに、金額を伝えただけということでもあります。

次に、入札を辞退した理由について、株式会社玉置代表取締役 玉置参考人の意見では、今回の入札案件の内容に関して、メーカーとの協議をする時間や、それに対して最終的な入札金額の決定に際し、会社として提出することに対してリスクがあるという判断の下で、辞退したということであり、また、リスクがあるという判断をして辞退したということだが、コトブキシーティング社から見積金額まで出てきたのに、入札しないという結論を出されたのは、どういう理由なのかということについては、当社にとって、この案件の数量や金額は非常に大きなものであり、そうそう経験する案件ではないため、検討する時間が少ない中で、結果として、納入して不備があれば、その後の営業活動や指名にも関わってくるため、辞退という判断をしたということであり、また、今回の入札に関して、メーカーや代理店に問合せ等をしたのかということについては、コトブキシーティング社に連絡をし、見積りの回答はいただいたということであり、

有限会社小川商事飯塚店店長 廣田参考人の意見では、メーカーの取引先がなく、過去に実績もないため、取扱いなしで辞退した。仕様書を見た限り、自社では取扱いができないため、メーカーへの問合せもしていないということであり、

株式会社麻生情報システム飯塚事業所長 大庭参考人の意見では、指定された製品の納入が困難というふうに判断した。メーカーや代理店への問合せもしていないということであり、また、納入が困難と判断したという理由は何かということについては、入札通知の内容を確認した結果、自社が取り組んでいる分野とは違うということと、規模的にもあまり経験することのない規模だったため、この期間で製品を納入することは難しいと社内で判断したということであり、

愛知株式会社福岡支店支店長 小野参考人の意見では、本委員会からの調査表に対し、株式会社トータルオフィスから、「(株)愛知で、同等品申請いたしました、不可だった為辞退致しました。」という回答があっているが、これについて何か分かることがあるかということについては、今回の仕様書自体は、当社のものではないため、工場のほうの納期対応、生産の工程の確保、コスト面などもろもろこういう事情があるということと、トータルオフィス社と協議したうえで、当社からは見積書は出さずに金額だけを口頭で伝えており、最終的にトータルオフィス社が判断されたものであるということであり、

次に、入札について、瀬尾証人の証言では、今回の入札に関わって、福岡ソフトウェアセンターに行ったことがあるか。また、入札の参加を求めたことがあるかということについては、今回の入札に関わることで福岡ソフトウェアセンターに行き、高倉社長に会ったことはあるが、入札参加のお願いはしていないということであり、

グッドイナフ株式会社代表取締役 原田証人の証言では、入札金額はどのように算出したのか。また、誰かと相談して決めたのかということについては、原価に固定費、その他経費、利益も含め算出し、自分で決めたという証言であります。また、第三者から一方的に、この金額ならば落札ができるというような情報はなかったのかということについては、なかったこととあります。また、入札通知の前に、市職員もしくは議員から入札があるというような話を聞いたことがあるか。また、市職員、議員等から入札に参加するようという相談や依頼はなかったかということについては、いずれもなかったこととあります。

株式会社S・Y代表取締役 坂平由美証人の証言では、市契約課から指名通知があり、事務員と相談をして入札することを決めた。入札金額に関しては、インテリア関係の知り合いに相談して決めたが、落札できるとは思っていなかった。その知り合いとはどなたかということについては、営業活動に支障があるかもしれないので答弁できないこととあります。また、移動式観覧席のメーカーは数社あるが、どこの会社の商品で見積りを出したのかということについては、記憶にない。また市との取引実績はどの程度かということについても、分からないことと

あります。

株式会社福岡ソフトウェアセンター代表取締役 高倉証人の証言では、入札金額については、代理店さんからいただく金額に利益を何%ぐらい掛けるか、他者の入札金額を意識しながら検討している。落札できると思ったということかということについては、瀬尾課長が参考見積りを頼みに来たこと、コトブキシーティングもある程度考えてきてくれたので、取れると思った。落札できなかったのは、当社が粗利をうんとつけたか、グッドイナフがうちより先にコトブキシーティングと交渉していたかかかかないと思う。七、八千万円の支払が発生する取引であり、問屋とそれだけの信頼関係があるのは、うちの会社しかないと考えていたということでもあります。

コトブキシーティング株式会社九州支店支店長 吉田証人の証言では、今回のコトブキシーティング社の販売店はどこか、また、見積りを出した2者はどこかということについては、販売店はアイ・インテリアであり、販売店と株式会社玉置の2者に見積りを出しているという答弁であります。また、それぞれの見積金額は幾らかということについては、証言を拒むべきことができる事項の、技術または職業の秘密に関する事項に該当するため証言できないということでもあります。また、今回の移動式観覧席の入札において、グッドイナフが受注者となっているが、見積りを出す際に、受注先に関しては確認しないのかということについては、落札があつて受注者が公表されるため、販売店がどこに出していたかという情報は知らなかったということでもあります。

また、今回の移動式観覧席の入札において、別の販売店から見積り依頼は来ていないかということについては、なかったと記憶しているということでもあります。

次に、入札に関する働きかけの有無について、山本証人の証言では、市幹部及び議員、その他関係者から、何らかの働きかけはなかったということでもあります。また、契約課からこの指名に参入するような依頼や働きかけは行っていない。指名に関しては、通常どおり指名願の受付要領をホームページに公表して募集をしているということでもあります。

瀬尾証人の証言では、スポーツ振興課から指名業者に入札に参加するよう依頼したことはないかということについては、そのようなことはしていないということでもあります。

東証人の証言では、移動式観覧席を物品で発注しようというとき、グッドイナフ社に取らせた、取らせるようにしたいという相談等はなかったかということについては、そのような相談はなく、同社に取らせるようなこともできないという証言であります。

今回の移動式観覧席の入札について市及び議員、他の業者から、事前の働きかけがあつたか、また、市及び議員、他の業者へ、事前の働きかけをしていないかということについては、原田証人、坂平由美証人、高倉証人、玉置参考人、廣田参考人及び大庭参考人の、いずれも、そのようなことはないということでもあります。

以上が、調査の結果であります。調査の過程で、疑惑を解明するためには、飯塚市議会議員坂平末雄氏の証言が必要であることから、同氏に対し、3月8日開催の本特別委員会に証人としての出頭請求をいたしました。その後、坂平末雄氏から「証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書」が3月8日に議長宛てに提出されたことから、本特別委員会においてインターネット中継を中止することについて、採決を行った結果、賛成少数で、インターネット中継を実施することに決定いたしました。

その結果を、坂平末雄氏に通知したところ、同氏より、議長宛てに「証人出頭請求に対する不出頭届出書」が提出され、出頭はなされず、証言を得ることができませんでした。

3月10日開催の本特別委員会において、坂平末雄氏の不出頭については、正当な理由となる事項には当たらないと判断し、告発すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、賛成多数で、坂平末雄氏を地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発すべきものと決定いたしました。

なお、ほかに正当な理由のない不出頭の証人はありませんでした。

次に、3月16日開催の本特別委員会において、2月17日の坂平由美氏の証言拒否について

は、正当な理由となる事項には当たらないと判断し、告発すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、賛成少数で告発すべきではないと決定いたしました。

この調査の過程において、委員の中から、2月9日から本日までという短い期間しか調査できなかったが、短い期間の調査の中でも、様々な問題点が浮き上がってきているとして、次のような指摘がありました。

令和4年2月26日の会食時において官製談合があった事実は認められなかったが、東証人、原田証人とも同席した女性について名前を知らないと言っているが、認め難い。また坂平末雄氏も証人としての出頭を拒否されており、真相究明までは至っていないと言わざるを得ないためさらなる調査が必要である。

今回この会食のみを理由として戒告処分がなされているが、十分な調査がなされたのか疑義も生じている。その点を確認するとともに、市職員と指名業者等との関わり方については、コンプライアンスを徹底すべきである。

今回、市長に対し、調査に必要な記録の提出を4件求めたが、その全てが拒否された。そのうち1件のみを声明の要求を行っているが、他の3件については時間的制約から声明の要求を行わなかったに過ぎない。市長は議会の調査に対し、もっと積極的に協力すべきである。

新体育館移動式観覧席の入札については、市議会に対し、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった際に十分な説明がされていなかったことが官製談合等の疑惑につながっていることから、今後は、今回のような大型案件にかかわらず、丁寧な説明をすべきである。

今回、移動式観覧席が本体工事から外れて備品として発注されているが、その際に費用面の検討がなされていないことが判明している。同じメーカーの製品を採用するのであれば一括して発注するほうが安価に調達できるであろうことは容易に想像でき、今回別々に発注したことによって市が損害を被っていないか調査し、改善すべきである。

今回の移動式観覧席の発注において、市側はコトブキシーティング以外の会社の製品によって同等品での応札が可能であったと強弁しているが、その主張はなんら証拠書類に基づくものではなく、また契約課の確認作業も事実上なされていないと指摘せざるを得ない。また、仕様書作成に当たり、コトブキシーティングと綿密な打合せをしていること、愛知社の発言やトータルオフィスの回答からも同等品は事実上なかったことは推察できる。この状況で公平公正な競争がなされたのか疑わざるを得ない。その点、調査の上、早急に改善すべきである。

今回、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」等について資料を要求したが、記録していないので提出できないとのことだった。このような状況は情報公開条例の理念に反するものであり、業務が正しく行われたかの確認ができない。本件以外も含め、市全体の情報の作成管理について改善すべきである。

今回、移動式観覧席の入札に応札した会社の中で、業務遂行能力に疑義が生じた会社がある。また、経緯を聞く中で不自然なことも出てきている。今回の入札が本当に公平・公正な競争を確保した上で行われたか、再度調査し、改善すべきである。

今回、移動式観覧席の入札については、物品の指名業者のうち、第一希望を事務用品とし、その中で事務用家具を取扱品目としている全社を指名したと言うが、今回応札できた3者のうち2者は、市との取引実績が僅かかゼロである。他自治体では、取引実績に応じて、入札参加資格を決めている自治体や、複数品目を指名している自治体もあり、制度自体を再検討すべきである。

以上の点を指摘して、今議会の会期が明日までであり、それ以降に本会議を開く予定もないことから、断腸の思いではあるが、本特別委員会としては、調査終了すべきとの意見や、本特別委員会において、坂平末雄氏と市の重要なポストにある職員との長期にわたる関係性が明らかになったこと、坂平末雄氏と入札業者であるグッドイナフ株式会社 原田拓郎氏及び株式会社S・Y

坂平由美氏との関係性が明らかになったことは成果として挙げられるが、今後さらなる疑惑究明のためには、市職員と業者の関係性の実態究明についての必要性があること、安藤・間・九特興業のJV、アイ・インテリア、コトブキシーティングの関係がどうなっているのか、また坂平末雄氏がどういう役割を果たしているのかについての調査の必要性があること、坂平末雄氏及びアイ・インテリアの証言を求める必要性があること、3年前に梶原副市長から物品の入札参加を促されたとする福岡ソフトウェアセンター 高倉 孝氏と久世賢治副市長の面会の経緯について調査の必要性があること、飯塚市の内部調査については、片峯市長の復帰後、調査結果を本委員会に報告する必要があること、以上の点からも、調査を継続する必要があるという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で、調査終了することに決定いたしました。

以上をもちまして、調査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長の報告に対して、質疑を許しません。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この百条委員会は、提出された請願を受け設置されましたけれど、当初の請願を出された方々に、参考人や証人として事実確認や証言を委員会で求めたのでしょうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

求めておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この請願の方々に、参考人や証人として以外に何か話を聞いたことはありますか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

ありません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

請願の紹介議員であります上野議員から、ここには9月議会での決算特別委員会において、上野伸五議員より事実確認の申出を行っていただきましたがというふうに記されております、請願書に。ということは、請願者からいろいろ相談されていたような感じを受けるんですけど、この請願者との関係、上野議員と請願者の関係について、どういう関係か、参考人や証人、上野議員に聞かれたのかどうか、参考人や証人とどういう関係なのか、お尋ねしたのか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

尋ねておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、上野議員に参考人や証人として以外に話を聞いたことはありますか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

聞いたことはありません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

談合が疑われるとする具体的な内容や、請願者から相談されていた内容、また請願者との関係について、委員会において上野委員から意見や発言があったのかどうか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

ありません。

○議長（秀村長利）

分かりましたか。聞こえましたか。もう一度お願いします。22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

そこら辺のところははっきり覚えておりません。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長報告でありましたように、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の疑惑を解明するために、この委員会は開催されておるわけですが、調査の結果、委員長報告では、以上が調査の結果であります。調査の過程で疑惑を解明するためには、飯塚市議会議員坂平末雄氏の証言が必要であることから、出頭を請求したけれど、インターネット中継について、やめてくれという文書が出て、それを採決して、結果として坂平議員から、先ほども確認しましたけれど、委員会に出頭をしないということが出された。だから、私が言いたいのは、疑惑を解明するためには、やはり飯塚市議会議員坂平末雄さんの証言が必要であったという意見が多かったというふうに理解しますが、そのとおりですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

時間がもう限られたということですので、そういうことで審議を終了して、昨日の調査終了ということになったものでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長報告では、坂平末雄氏も証人としての出頭を拒否されており、真相究明にまで至ってないと言わざるを得ない、さらなる調査が必要であるというふうに言われておりますけれど、そういう意見があったということで理解してよろしいですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

先ほど報告しましたように、そういう意見がありました。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

いろいろ指摘されておりますけど、以上の点を指摘して、今議会の会期は明日までであり、それ以降に、本会議を開く予定もないことから断腸の思いであるが、本特別委員会としては調査終了すべきとの意見があったということですから、結果として、疑惑の解明ということに至ったんでしょうか。至ったという判断なんですか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

断腸の思いでというふうな書き方をしておりますが、証人、参考人等につきましては、いろいろなことをお尋ねしましたが、返ってくる言葉は、はっきり覚えてない、分からない、記憶がないということですので、解明には至っておらないということで、最後、今後こういうふうな課題を残したということで、執行部に指摘させていただいたわけでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長報告の最後のほうに坂平末雄氏がどういう役割を果たしているのかについて調査の必要があると。したがって、調査を継続する必要があるというふうに意見が出されておりますけれど、やはり、これを聞く限りにおいては、先ほども告発のときに言いましたけれど、インターネット中継を中止すれば、坂平末雄証人は出て来るということであつたならば、ならば、ならば、ならばですね、疑惑解明のためには、ぜひともその坂平議員に出てもらう手段を講じるべきだったと思いますけど、そういう委員会での発言は、最後の最後までなかったんでしょうか。

○議長（秀村長利）

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

ありました。

○議長（秀村長利）

ありました。（発言する者あり）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党は、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する百条調査の調査を終了とすることに反対であります。飯塚市議会はさきに坂平末雄市議会議員、副議長を証人喚問拒否により、「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」を、賛成多数で議決いたしました。告発状は、議長において速やかに検察庁に送られるものです。まさに真相究明はこれから重要な段階に入ります。このときに調査を終了するのは、市民の真相究明に対する期待を裏切るものではないかと、私は考えるものです。

今回調査は、市議会議員が絡んだ官製談合等疑惑の究明を、市長不在、坂平末雄市議会議員の証人喚問拒否など、疑惑究明の困難を排除しながら、市議会議員と最高幹部クラスを含む市幹部、大手ゼネコンを含めた関係業者らの官製談合及び談合の土壌、とりわけ坂平末雄市議会議員、副議長が、指名業者の株式の過半を保有し、2億円を超す債権を持つことを資産報告書によって知るべき立場にありながら、誘われれば、ほぼ断ることなく飲食に気軽に応じる。それを周りが知りながら容認する市役所内部の体質。それが部長クラスまで蔓延している実態。特定の市議会議員と長期にわたって私的で深刻な交流のある職員の仕事異動の違和感。さらに市幹部OB、副市

長の関与まで明らかにし、官製談合等疑惑の構図の輪郭を浮き彫りにするなど、坂平末雄市議会議員と入札業者との関係性を含めて、新たに幾つかの重要な成果を上げて、今日を迎えています。

官製談合疑惑の究明の視点から、特に、鎮西小中一貫校整備工事、オートレースメインスタンド整備工事をめぐる業者選考や、入札と共通した条件が、片峯市長が自らも加わったと明らかにした賭けマージャン事件をきっかけにスタートした片峯市長、梶原副市長の体制の下で、急速に蔓延し、官製談合の構図が色濃くなっていったのではないかと。この間、坂平末雄市議会議員、副議長との関係が、どのようなもので、どう発展していったか、いかなかったか。さらに、議長選挙への関与がなかったか。片峯市長にただすべき点も少なくないのであります。その上で私は、今後の課題として、少なくとも、1点目、市職員と新体育館整備事業に関わる業者や市幹部OBの関係性について、2点目、新体育館の指定管理者であるスポーツ協会の関与について、3点目、安藤・間・九特興業、アイ・インテリア、コトブキシーティングのそれぞれの関係及び坂平末雄市議の位置と役割について、4点目、それらの関係者の証人喚問について、5点目、福岡ソフトウェアセンター高倉 孝代表取締役の当時の梶原善充副市長の発言に関する証言について、6点目、久世賢治副市長の福岡ソフトウェアセンター高倉 孝代表取締役の訪問と助言に関する発言について、7点目、飯塚市の内部調査と結果の報告要求について、8点目、以上に関する片峯市長の関与を聞くための証人喚問について。もともと百条調査特別委員会は、調査期限を調査終了までとしており、3月議会の会期とは別に、委員の議員としての任期中、調査を継続できるものです。私は、これまでの重要な成果を踏まえて、さらに踏み込んだ調査継続が必要であると考えますので、調査終了とすることには反対です。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」の委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

午後 4時31分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。会議時間を午後6時まで延長いたします。

「議案第33号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

ただいま上程されました「議案第33号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第33号」は、令和5年3月31日付をもって任期満了となります教育委員会教育長につきまして、武井政一氏を引き続き、同教育長として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定

により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第33号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました武井政一さんから挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。武井政一さん。

○教育長(武井政一)

ただいまご同意いただき、飯塚市教育委員会教育長に再任させていただきました武井政一でございます。飯塚市が進めるまちづくりにとって、教育は、学校教育や社会教育を通しての人づくりや、文化の発展を担い、まちづくりの礎として重要な役割を担っております。1期目の3年間は、まさにコロナ禍、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、制限がある中ではありましたが、「本物志向、未来志向の人づくりのために」を基本理念に掲げ、学校教育、社会教育、文化財の保存活用、次代の飯塚市を担う人材育成などの分野で、課題解決や充実に努めてまいりました。2期目を迎えるに当たって、その成果と課題を踏まえ、さらには、社会の変化を見据えながら、微力ではありますが、飯塚市が目指すべき教育の実現に向けて、飯塚市の未来を担う子どもたちのため、そして市民のために、進取果敢に取り組んでまいり所存でございます。市民の皆様、市議会の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。再任のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(秀村長利)

「議案第34号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長(久世賢治)

ただいま上程されました「議案第34号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第34号」は、令和5年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、高石双樹氏を引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長(秀村長利)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第34号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました高石双樹さんから、挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。高石双樹さん。

○高石双樹

失礼いたします。このたび、皆様のご同意をいただき、飯塚市教育委員のお役目をいただきます高石双樹です。

特に、飯塚市議会の皆様には日頃より教育行政に対するご支援とご高配をいただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度は小中一貫教育、古代山城の2つのサミットを通して、飯塚市の取組が広く全国に認知された記念すべき1年でもあったと振り返っております。

ここで、映画の製作秘話を2つご紹介させてください。一つは、黒澤 明監督の椿三十郎という映画。この最後のクライマックスで、隣屋敷から白いツバキか、赤いツバキが流れてくる。そのことによって大きく物語が展開するという場面があります。御存じのように、椿三十郎は白黒映画で、その白黒映画の中で、どうやったらツバキが赤に見えるかということに大変苦勞をしたという、スタッフのこれぐらいでよいのではないかという声が聞こえてきそうですけれども、黒澤監督はなかなかオーケーをなさらなかったというそんなお話です。もう一つは、ジュラシック・パークという、これは現代に恐竜がよみがえるというスピルバーグ監督の映画ですけれども、肉食恐竜が近づいてくる緊迫感を足音で表現されます。その臨場感を出すために、車の中のダッシュボードの上に置かれたコップの中の水が、恐竜の足音で丸い波紋を持つという。ところが、恐竜のように大きな動物の足音はありませんので、様々な振動を与えて波紋を作ろうとしますが、なかなかうまくいかない。最後は、エレキベースという低音を奏でる楽器の上にコップを置いて、その弦をぼんとはじくことで、うまく丸い波紋ができたという、制作者の笑顔と歓声が聞こえてきそうなお話です。

このように、一つの作品が出来上がるためには、その舞台裏に実にたくさんの物語があります。さきの飯塚市の2つのサミットも、そこに関わってくくださった方々の熱意とこだわりと、そしてチームワークが結実をして、このたびのサミットの成功に導いた。そんなふうにご確信いただいております。

ここ飯塚市には、そのような縁の下の力持ちがたくさんいてくださいます。私もささやかに、全ては子どもたちのための、安心して豊かな学びができる環境づくりのために、縁の下の一人となれるように微力を尽くしてまいりたいと思っております。

引き続き、皆様のご指導とご支援をお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。

○議長（秀村長利）

「議案第35号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

ただいま上程されました「議案第35号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第35号」は、令和5年5月26日付をもって任期満了になります飯塚市公平委員会委員につきまして、藤岡孝司氏を新たに同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご願ひいたします。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第35号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第39号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長(久世賢治)

ただいま上程されました「議案第36号」から「議案第39号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。令和5年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第36号」から「議案第39号」は、白神郁子氏、小出康子氏、手島久子氏、山本富美恵氏を引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長(秀村長利)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第38号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第39号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番 (城丸秀高)

「議員提出議案第2号」につきまして、提案理由の説明をいたします。現在、飯塚市議会の個人情報の保護制度は飯塚市個人情報保護条例によって規律されていますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日以降は、その条例が廃止されることとなるため、引き続き同水準での飯塚市議会の個人情報の保護制度を規律するため、本案を提出するものであります。

○議長 (秀村長利)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番 (城丸秀高)

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書(案)」は、財務大臣、厚生労働大臣宛てに、「認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 (秀村長利)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第4号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てに、「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(秀村長利)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第3号 専決処分の報告(排水管破損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長(城戸健児)

「報告第3号」の専決処分について、ご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の96ページをお願いいたします。本件事故は、令和4年9月12日月曜日、午後6時頃、飯塚市伊川地内に位置する開発29号遊園に植栽されている桜の木の根が、隣接する家屋の排水管に侵入し、破損させたものでございます。本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は15万2040円となっております。

公園施設の点検補修につきましては、日頃より、職員による公園施設の点検やパトロールなどを行い、危険な箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（中村 章）

「報告第4号」の専決処分について、ご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の98ページをお願いいたします。本件事故は、令和4年11月1日火曜日、午前10時30分頃、飯塚市相田地内の市道伊岐須・相田線において、当事者がパッカー車によるごみ収集のため、路肩へ車両を寄せた際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のオイルタンクを損傷させたものでございます。本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は13万8479円となっております。

道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供の依頼の掲載、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

（議長交代）

○副議長（坂平末雄）

「議長のあいさつ」をお願いいたします。秀村長利議長。

○議長（秀村長利）

最後に、お礼を申し上げます。来る4月25日をもちまして、私ども飯塚市議会議員の任期は満了となりますことから、本日最後の定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は昨年5月に議長としてご推挙いただきまして、1年足らずではございましたが、就任以来、皆様方のご理解とご協力を賜り、職責を全うすることができました。心から感謝を申し上げます。

考えますと、平成が終わろうとする31年4月に市民の負託を受けまして、はや4年となりますが、あっという間の4年ではございました。この間、片峯市長をはじめ、執行部の皆様とは市政発展に向け互いに切磋琢磨し、時には厳しい論議を戦わせてまいりました。これもひとえに13万市民の福祉とふるさと飯塚の繁栄を願ってのことであり、その点をご理解いただきたいと思います。

さて、今期をもって勇退されます議員各位並びに本年度退職をされます職員の皆様におかれま

しては、本市の福祉向上に大きく貢献いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。どうぞこれからも本市発展のため、ご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、4月の市議会選に再出馬をされます皆様方におかれましては、当選の榮に浴され、再びこの議場でお会いできますよう格段のご奮闘をお祈り申し上げます。

結びに、議員各位、そして本日残念ながらここにはいらっしゃいませんが、今も復帰に向けて頑張っておられます片峯市長をはじめ、執行部の皆様のご苦勞とご努力に対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

(議長交代)

○議長 (秀村長利)

「市長のあいさつ」をお願いいたします。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長 (久世賢治)

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。本来でありますれば、片峯市長がこの場にて皆様方にご挨拶をいたすところではございますが、出席がかないません。市長より皆様方へのご挨拶をお預かりしておりますので、私のほうから代読させていただきます。

まずもって、本市議会の定例会が議員各位のご理解とご協力によりまして、本日ここに閉会を迎えましたことに対し、厚くお礼申し上げます。私自身、2月中旬に体調を崩しました際には、温かいお気遣い、激励の言葉をいただき、心から感謝申し上げます。皆様方の任期中最後の本市議会定例会に出席できませんでしたことは誠に残念であります。皆様方と過ごしてまいりました4年間の思い出が去来し、感慨ひとしおでございます。

この4年間を振り返りますと、3年前から新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちはこれまで経験したことのない生活を送ることとなりました。本市は様々な新型コロナウイルス感染症施策を講じてまいりましたが、市議会におかれましては、取組に対するご提言をいただき、実施につきましてもご理解とご協力を賜りましたおかげで、コロナ禍を乗り越えることができそうです。心から感謝申し上げます。

また、そのような中であっても、本市では、子育て福祉施策、企業誘致、新体育館整備といった重要施策に加え、体験型学習施設や子ども図書館の創設など、本市の未来に向けた取組を進めてまいりました。事業の推進に当たり、時には厳しいご意見、ご指摘もございましたが、熱心にご議論かつ丁寧にご審議いただき、元気なまちづくりに着実な歩みを進めてこられましたことは、ひとえに皆様方のご指導とご鞭撻のたまものと改めて深く感謝申し上げます。今後もこのような取組の成果や施策の進捗状況を止めることなく、進化を続ける元気な飯塚市「支え合い(愛)助け合い(愛) I (愛)がつながる I i z u k a」の実現を目指し、全力で進んでまいります。

今回の任期をもちましてご勇退される議員の皆様におかれましては、市政の発展と市民福祉の向上のためご尽力されてこられましたことに、心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後ともご健康に留意されまして、飯塚市発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、来る4月の市議会議員選挙に引き続きご出馬される皆様方におかれましては、見事当選を果たされまして、再びこの議場でお目にかかれますよう、ご健闘を心からお祈り申し上げます。

結びに、長年にわたるご厚情に対し、心から感謝を申し上げますとともに、皆様方のさらなる飛躍とご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。私の惜別とお礼のご挨拶といたします。4年間誠にありがとうございました。

令和5年3月17日、飯塚市長 片峯 誠。代読でございます。

○議長 (秀村長利)

「署名議員を指名」いたします。12番 江口 徹議員、19番 田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令

和5年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 5時05分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	守光博正
10番	深町善文	24番	瀬戸光
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書 記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書 記 生山 真希

書 記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長職務代理者 久世 賢治
副市長

福祉部次長 長尾 恵美子

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 臼井 耕治

教育長 武井 政一

都市建設部次長 大井 慎二

企業管理者 石田 慎二

土木管理課長 中村 章

総務部長 許斐 博史

都市計画課長 城戸 健児

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大